

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○学校職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課)

○職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課)

○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)

訓令

○埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)

○埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令 (教委・総務課)

告示

○業務システム機器更新に係る環境構築業務の随意契約の相手方に関する公示 (総務事務センター)

○業務システムのサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示

(総務事務センター)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課)

○公文書の開示の実施状況の公表 (県政情報センター)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出

○生活保護法及び中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (社会福祉課)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出 ()

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出 ()

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 ()

○介護保険法によるサービス提供事業者の指定 (介護保険課)

○中福東土地改良区営土地改良事業中福地区(基盤整備促進事業)の工事完了(川越農林)

○羽尾表前土地改良区の役員就任届 (東松山農林)

○江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の役員就任届 (春日部農林)

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)

○埼玉県都市計画法に基づく開発

許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更(開発指導課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○県立誠和福祉高等学校外5校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する一般競争入札公告 (高校改革推進室長)

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課)

○県道馬引沢飯能線の区域の変更 (飯能県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

○県道上尾久喜線の供用の開始 (杉戸県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 ()

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委)

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 ()

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 ()

- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 (選 管 委) 三二
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 () 三二
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し () 三二

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 () 三二
- 監査結果の公表 (監査第一課) 六八
- 措置通知の公表 () 九五
- 監査結果の公表 (監査第二課) 九八
- 措置通知の公表 () 一〇〇

規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第二十四号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則(平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の特殊勤務手当実績簿に記入する所要事項を総務事務システム(職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。)に記録したときは、所属長は、同項の規定による作成、記入及び保管を行ったものとみなす。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年六月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八八〇

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―七二四)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の場合において、特殊勤務実績簿に記入する所要事項を総務事務システム(職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による作成、記入及び保管を行ったものとみなす。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八八一

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―五七〇)の一部を次のように改正する。

第二条中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、管理職員特別勤務実績簿に記入する所要事項を総務事務システム(職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による作成及び保管を行ったものとみなす。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第二十五号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県取用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程(昭和四十二年埼玉県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(身上記録の報告)」に改め、同条中「及び家族の状況等に
関し、別に総務部長が定める電子計算による人事情報管理システム事務処理要綱(以下「事務処理要綱」という。)に規定する書類を作成し、所属長を経て人事課長に提出し」を「、家族の状況等を、総務事務システム(職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。)により人事課長に報告し」に改める。

第六条の見出しを「(身上記録の変更の報告)」に改め、同条中「及び家族の状況等」を「、家族の状況等」に、「事務処理要綱に規定する書類を作成し、所属長を経て人事課長に提出し」を「その旨を総務事務システムにより人事課長に報告し」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十条第一項中「勤務整理簿(様式第六号)により」を「総務事務システムを利用して」に改め、同条第二項を削る。

第十一条第一項中「休暇簿(様式第七号)を」を「総務事務システムにより」に、「及び埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則」に、「提出し」を「届け出、又は申請し」に改

め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難しい場合は、休暇簿(様式第七号)を決裁権者に提出することができる。

第十一条第六項中「休暇簿の提出」を「第一項の手続」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「休暇簿に添付して」を「決裁権者に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「あらかじめ、」を「、あらかじめ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、在勤公署の存する庁舎において全血献血をするため特別休暇の承認を受けようとするときは、口頭により決裁権者に申請することができる。

第十二条第一号中「職務専念義務免除願簿」を「総務事務システムにより決裁権者に申請すること。ただし、これにより難しい場合は、職務専念義務免除願簿」に改め、「提出すること」の下に「ができる」を加える。

第二十条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の命令は、総務事務システムにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、休日・時間外勤務命令簿(様式第十七号)により行うことができる。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第六号を次のように改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び様式第一号から様式第三号までの改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日から平成二十年十二月三十一日までの間における、改正後の第十条の規定の適用については、同条中「総務事務システム」とあるのは、「総務事務システム(職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。)」とする。

埼玉県教育委員会訓令第六号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年六月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗
埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程(昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(身上記録の報告)」に改め、同条第一項中「及び家族の状況等に関し、身上記録書(様式第一号)を作成し、所属長を経て教育長に提出しなければ」を「家族の状況等を、総務事務システム(職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。)により教育長に報告しなければ」に改め、同条第二項中「及び家族」を「家族」に、「身上記録変更書(様式第一号の二)を作成し、その事実を証明する書類を添えて、所属長を経て教育長に提出しなければ」を「その旨を総務事務システムにより教育長に報告しなければ」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第九条中「勤務整理簿(様式第六号)により」を「総務事務システムを利用して」に改める。

第十条第一項中「休暇簿(様式第七号)を、」を「総務事務システムにより」に、「提出しなければ」を「届出をし、又は申請しなければ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難しい場合は、休暇簿(様式第七号)を所属長を経て教育長に提出することができる。

第十条第六項中「休暇簿の提出」を「第一項の手続」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「休暇簿に添付して」を「所属長を経て教育長に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「勤務時間規則」の下に「の規定」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、在勤公署の存する庁舎において全血献血をするため特別休暇の承認を受けようとするときは、口頭により所属長を経て教育長に申請することができる。

第十四条中「書類を、所属長を経て教育長に提出しなければ」を「手続によらなければ」に改め、同条第一号中「職務専念義務免除願簿(様式第十四号)」を「総務事務システムにより所属長を経て教育長に申請すること。ただし、これにより難しい場合は、職務専念義務免除願簿(様式第十四号)を所属長を経て教育長に提出することができる。」に改め、同条第二号中「様式第十五号」の下に「を所属長を経て教育長に提出すること。」を加え、同条第三号中「書類」の下に「を所属長を経て教育長に提出すること。」を加える。

第二十四条第二項中「休日・時間外勤務命令簿(様式第二十四号)によつて」を「総務事務システムにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合は、休日・時間外勤務命令簿(様式第二十四号)により行うことができる。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号の二を削る。

様式第三号を次のように改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第六号の二を削る。

様式第六号の三を削る。

様式第六号の四を削る。

附則

1 この訓令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第四条、第六条及び様式第一号の改正規定、様式第一号の二を削る改正規定並びに様式第三号の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日から平成二十年十二月三十一日までの間は、改正後の第九条の規定中「総務事務システム」とあるのは、「総務事務システム(職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。)」とする。

告示

埼玉県告示第八百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

業務システム機器更新に係る環境構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年5月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

46,725,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

業務システムのサーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成20年5月2日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号

5 落札金額

1,129,275,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年3月21日

埼玉県告示第八百七十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十年六月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人健康普及協会
- 三 代表者の氏名
川野 久美子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市緑区山崎一丁目一〇番二〇号 鈴やビル三〇一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、真の意味で健康で充実した人生を送りたいと願う方々に対し、ワークショップやセミナー等の情報提供事業を主な活動とし、心、体、食から人々の真の健康をはかり、生きがいを見つげる機会を提供し、地域社会の方々の充実した人生に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百七十五号

埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第三十二条の規定により、平成十九年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。
平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

請求及び申出の受付件数及び処理件数

実施機関	受付区分	受付件数		平成19年度処理件数	平成20年3月末現在未処理件数
		平成19年度受付件数	前年度からの繰越件数		
知事	請求	9,823	205	882	881
	申出	17	0	17	0
教育委員会	請求	546	16	899	881
	申出	0	0	0	0
選挙管理委員会	請求	4,579	2	7,906	881
	申出	0	0	0	0
人事委員会	請求	31	0	302	881
	申出	0	0	0	0
監査委員	請求	13	91	57	881
	申出	0	0	0	0
労働委員会	請求	0	0	9,147	881
	申出	0	0	17	0
計	計	10,028	10,045	9,164	881

埼玉県告示第八百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担

収用委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	請求	26	0	26	7	17	1	1	26	0
病院事業管理者	請求	82	0	82	4	78	0	0	82	0
公安委員会	請求	3	0	3	3	0	0	0	2	1
警察本部長	請求	1,447	47	1,494	281	1,107	71	1	1,460	34
合計	請求	16,567	361	16,928	2,785	12,181	956	82	16,004	924

注1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第7条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第21条第1項に規定するものからの申出をいう。

注2 件数は、公文書の件数である。

当する医療機関又は施設を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

指定医療機関

名	称	開設者	名	所	在	地	指	定	年	月	日
志村	医療法人きぎずな会	たばたキッズクリニック	志村 葉子	熊谷市本石一―二一八			平成二十年	五月	十六日		
森田	皮膚科	クリニック	森田 貴史	熊谷市太井一六四〇―四			平成二十年	六月	四日		
佐藤	整形外科	クリニック	森田 貴史	熊谷市太井一六四〇―二			平成二十年	六月	一日		
あだち	内科	クリニック	足立 洋祐	川口市並木一―〇一―二二			平成二十年	五月	九日		
ひまわり	クリニック	所沢	医療法人ひまわり会	所沢市緑町三一六―四			平成二十年	六月	一日		
おが	眼科	おおくし眼科	雄鹿 大地	所沢市日吉町一〇―一九			平成二十年	四月	一日		
上平	内科	クリニック	上平 晶一	上尾市緑丘一―六一―一			平成二十年	六月	一日		
萬屋	クリニック	萬屋	萬屋 穂積	上尾市春日二―二四―一			平成二十年	六月	一日		
ハラ	クリニック	ハラ	原 直	越谷市蒲生寿町一五―二二			平成二十年	五月	十二日		
蔵大	クリニック	蔵大	佐野 俊正	越谷市大間野町四―一七六―一			平成二十年	六月	一日		
ふく	眼科	ふくもと眼科	福本 太郎	蔵市北町二―一七―一七			平成二十年	六月	一日		
扶顛	眼科	扶顛	医療法人扶顛堂	入間市野田九三六			平成二十年	六月	一日		
よし	診療所	よしば診療所	黒巢 恵美	久喜市下清久二七〇―一			平成二十年	四月	一日		
北里	研究所	北里研究所	黒巢 恵美	久喜市吉羽一―二八―三三			平成二十年	六月	一日		
坂戸	クリニック	坂戸中央クリニック	学校法人北里研究所	北本市荒井六一―〇〇			平成二十年	四月	一日		
医療	クリニック	医療法人成幸会	医療法人成幸会	坂戸市千代田四―一三―三			平成二十年	四月	一日		
土尾	内科	クリニック	医療法人成幸会	ふじみ野市亀久保一―一六ウエストビル一〇七号			平成二十年	五月	二十八日		
かわ	内科	クリニック	土尾 泰弘	児玉郡上里町金久保三八			平成二十年	五月	八日		
川口	歯科	クリニック	齋藤 正俊	川口市並木三―一三―二三 二階			平成二十年	五月	一日		
小	歯科	クリニック	齋藤 正俊	川口市南町一―九トウースヴィラ一F			平成二十年	五月	一日		
マツ	歯科	クリニック	小林 菜穂	川口市柳崎一―二九―二四			平成二十年	四月	十三日		
医療	クリニック	医療法人清園会	松本 重信	川口市栄町三一―〇八青木ビル二F			平成二十年	四月	一日		
医療	クリニック	医療法人清園会	医療法人清園会	川口市並木四―三一―一			平成二十年	四月	一日		
医療	クリニック	医療法人清園会	医療法人清園会	所沢市松葉町二三―一九			平成二十年	五月	十六日		
島田	科	島田	柳田 和明	東松山市本町二―三―一三			平成二十年	五月	十四日		
柳澤	科	柳澤	柳澤 秀通	春日部市中央二―一七―一〇―二F			平成二十年	五月	十九日		
いわ	科	いわ	柳澤 誠一	春日部市緑町一―一四―一〇			平成二十年	五月	九日		

二 指定施術者

氏名	住所	施設名称	所在地		指定年月日
			名	所	
榎原 隆浩		オレンジ整骨院	川口市川口四―五―三		平成二十年 五月二十八日
柴田 峰行		松葉町整骨院	東松山市松葉町四―五―三七		平成二十年 四月二十四日
立田 雅士		ケアメディカル整骨院	春日部市中央一―七―二〇第五熊谷ビル一―三		平成二十年 五月 七日
露久保 範昭		さくら接骨院	上尾市中分一―一七―一九		平成二十年 四月 五日
西 町 齒 科	富岡 裕勝	草加市西町一―六六―一ニューマリッチ吉沢C棟一〇二			平成二十年 六月 一日
田中 齒科診療所	石塚 ひろみ	草加市松原四―四―六			平成二十年 五月 十五日
マリンデンタルクリニック	川瀬 元春	越谷市蒲生三―一七―二二			平成二十年 五月二十二日
あさがお歯科戸田歯科室	医療法人社団 同人会	戸田市本町一―三―三ライオンズマンション戸田公園二〇一			平成二十年 五月 一日
とし歯科クリニック	渡部 敏尚	鳩ヶ谷市南四―一―八			平成二十年 五月 十三日
シオノデンタルクリニック	塩野 篤史	朝霞市膝折町二―三―五一			平成十九年 七月二十五日
たいよう歯科医院	医療法人 史進会	朝霞市西原二―四―二一―一〇二			平成二十年 五月 一日
もとぎ歯科医院	元木 経品	北本市下石戸下二―四八―三			平成二十年 六月 一日
昆 齒科 医 院	昆 裕 司	幸手市円藤内一三五―一			平成二十年 五月 八日
あけのほしデンタルクリニック	南 彦 人	ふじみ野市上福岡六―四―五アドニスプラザ上福岡二階			平成二十年 五月二十六日
寺田 薬局 太井 店	有限会社アルファメディック	熊谷市太井一六八四―一			平成二十年 四月 一日
あけぼの薬局西川口店	有限会社 あけぼの	川口市並木三―五―二〇			平成二十年 四月 一日
あすか薬局小手指店	大洋薬品株式会社	所沢市小手指町一―一八―四パークサイド小手指B館一階			平成二十年 五月二十六日
ゆかり薬局	有限会社 アドニス	東松山市大谷四〇九二―五			平成二十年 六月 六日
有限会社ファーマシーいまい薬局	有限会社ファーマシーいまい	春日部市上蛭田一四七―一			平成二十年 五月 一日
南 羽 生 薬 局	有限会社メデイカルリンク	羽生市南羽生三―七―二二			平成二十年 六月 一日
げん き 童 薬 局	有限会社ケイ・アイ・ティ	深谷市上野台二四五六―八			平成二十年 五月二十日
チュールリップ薬局柏座店	株式会社 セキ薬局	上尾市柏座四―六―一四			平成二十年 六月 二日
すずらん薬局蒲生東店	有限会社 ウィズ	越谷市蒲生東町七―四〇			平成二十年 六月 二日
エ ー ス 薬 局	木和 田 千 恵	桶川市若宮一―七―一八			平成二十年 五月 一日
コスモファーマ薬局吉羽店	株式会社コスモファーマ東京	久喜市吉羽一―二八―八			平成二十年 六月 一日
創健薬局東みずほ台店	武 長 成 行	富士見市東みずほ台三―二四―三二			平成二十年 五月 一日

小野澤 啓子	サンタの森接骨院	飯能市飯能三九八―一	平成二十年 五月 三十日
新谷 一晃	らくあ整骨院赤塚院	東京都板橋区赤塚新町一―二二七共栄ビル二F	平成二十年 五月二十二日
川崎 憲彦	農大通り中央整骨院	東京都世田谷区経堂一―六一八―一F	平成二十年 六月 二日
安高 由紀子	株式会社ふれあいの在宅 マッサージ埼玉事業所	さいたま市緑区中尾九六三―三中尾ビル二〇一	平成二十年 四月二十一日

埼玉県告示第八百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
宮崎歯科医院	所在地	所沢市東狭山ヶ丘一―八七六―二―一F	所沢市東狭山ヶ丘一―七―一〇齊藤ビル一F
埼玉東部循環器病院 附属草加クリニック	称	医療法人道心会草加心臓循環器クリニック	埼玉東部循環器病院附属草加クリニック
薬師堂薬局	称	ドレミ薬局薬師堂店	薬師堂薬局
ドラッグイチワタ おぶすま薬局	称	ベストおぶすま薬局	ドラッグイチワタおぶすま薬局
はたなか クリニック	称	はないクリニック	はたなかクリニック

二 指定施術者

氏 名	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
小野澤 昭雄	施術所在地 施術所名称	飯能市仲町二―一三シュ タインハイム第二一〇七号 芳愛接骨院	入間市豊岡二―一三ライオ ンズグロ―ベル二〇四号 サンタの森接骨院

埼玉県告示第八百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
たいよう歯科医院	朝霞市西原二一四一ステラ ヴィーア一〇二	平成二十年 四月 三十日
袋山薬局	越谷市袋山一五〇三三四	平成二十年 四月 三十日
あすか薬局	所沢市小手指町一八一一 パークサイド小手指二〇二	平成二十年 四月 三十日
ウエルシア	川口市東領家一三二一三	平成二十年 四月 二十日
川口東領家薬局	川口市東領家一三二一三	平成二十年 四月 二十日
蒲生診療所	越谷市蒲生寿町一七一九	平成二十年 五月 六日
マリデンタル	越谷市蒲生三二七一二二	平成二十年 五月 十四日
クリニックス	春日部市中央一四八一〇	平成二十年 四月 三十日
医療法人社団心司会	春日部市中央一四八一〇	平成二十年 四月 三十日
クリニックス佐藤	川口市西青木五二四三クサ	平成二十年 五月 二十日
ひまわり	カビル一階	平成二十年 五月 二十日
皮膚科産婦人科 志村医院	熊谷市本石一二二八	平成二十年 五月 十六日
田中歯科医院	草加市松原四一四一六	平成十六年十二月三十一日
小林歯科医院	川口市柳崎一二九一二四	平成二十年 四月 十二日

埼玉県告示第八百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
三ヶ島第1地域包括支援センター	所沢市三ヶ島五一五五一	社会福祉法人みなわ会	介護予防支援	平成二十年 四月 一日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
塩野 歯科医院	朝霞市膝折町一一三一九			平成十九年 七月 十九日
医療法人仁会 坂戸中央 病院附属 千代田診療所	坂戸市千代田四一四一五			平成二十年 三月三十一日
島田 歯科医院	東松山市本町二二三一三			平成十九年十二月三十一日
扶顛堂たかぎ クリニックス	久喜市下清久二七〇一一			平成二十年 三月三十一日
昆 歯科医院	幸手市千塚野中一七六			平成二十年 五月 八日
北里研究所メディ カルセンター病院	北本市荒井六一〇〇			平成二十年 三月三十一日
有限会社 ファーマシーいまい	春日部市上蛭田一四八一九			平成二十年 四月 三十日
医療法人健秀会	川口市並木三一三一一三			平成二十年 四月 三十日
石井 歯科医院	川口市並木三一三一一三			平成二十年 四月 三十日
エース薬局	桶川市若宮一七一八			平成二十年 四月 三十日
西中 孝行	骨院	ひかり鍼灸整 骨院	川越市砂九一五一 六	平成二十年二 月一日

小川町社会福祉協議会地域包括支援センター	比企郡小川町腰越六一八	社会福祉法人小川町社会福祉協議会	介護予防支援	平成二十年 四月 一日
美里町地域包括支援センター	児玉郡美里町木部五三八―五	美里町	介護予防支援	平成二十年 五月 二十日
医療法人社団医鳳会石山記念病院	狭山市水野一二四五―二	医療法人社団医鳳会	居宅療養管理指導	平成二十年 三月 一日
土尾内科クリニック	児玉郡上里町金久保三八	土尾泰弘	介護予防居宅療養管理指導	平成二十年 五月 八日
医療法人社団松野会松野記念クリニック	坂戸市上吉田六三九	医療法人社団松野会	訪問リハビリテーション	平成二十年 五月二十三日
あさがお歯科戸田歯科室	戸田東町一三三ライオンズマンション戸田公園二〇二	医療法人社団同人会	介護予防訪問リハビリテーション	平成二十年 五月 一日
医療法人社団榮内会スマイルデンタルクリニック	所沢市松葉町二三―一九	医療法人社団榮内会	居宅療養管理指導	平成二十年 五月 十六日
羽生リボン歯科・矯正歯科	羽生市川崎二―二八―三イオンモール羽生二F	医療法人社団ブライトデンタルケア	介護予防居宅療養管理指導	平成二十年 五月二十八日
あけぼの薬局西川口店	川口市並木三―五―二〇	有限会社あけぼの	居宅療養管理指導	平成二十年 五月 十六日
老人保健施設ナーシングホーム和光	和光市新倉八―二三―一	和光市	介護予防居宅療養管理指導	平成二十年 四月 十六日
社団法人春日部市医師会立訪問看護ステーション藤	春日部市大枝八九―七街区四棟	社団法人春日部市医師会	介護予防訪問看護	平成十九年十二月 一日
ケアサポートかわぐち居宅介護支援事業所	川口市榛松一―八―五	ケアサポート株式会社	居宅介護支援	平成二十年 五月 七日
デイサービスセンターケアサポートかわぐち	川口市榛松一―八―五	ケアサポート株式会社	通所介護	平成二十年 五月 七日
ピースステップ川口	川口市領家一―二四―一	株式会社ピースステップ	介護予防通所介護	平成二十年 六月 一日
ピースステップ川口デイサービス彩	川口市領家一―二四―一	株式会社ピースステップ	居宅介護支援	平成二十年 六月 一日
ショートステイあすなるの郷	春日部市銚子口一―三三―一	社会福祉法人あすなる会	介護予防訪問介護	平成二十年 六月 一日
デイサービスあすなるの郷	春日部市銚子口一―三三―一	社会福祉法人あすなる会	通所介護	平成二十年 六月 一日
居宅介護支援事業所あすなるの郷	春日部市銚子口一―三三―一	社会福祉法人あすなる会	短期入所生活介護	平成二十年 四月 十五日
	春日部市銚子口一―三三―一	社会福祉法人あすなる会	介護予防短期入所生活介護	平成二十年 四月 十五日
	春日部市銚子口一―三三―一	社会福祉法人あすなる会	通所介護	平成二十年 四月 十五日
	春日部市銚子口一―三三―一	社会福祉法人あすなる会	介護予防通所介護	平成二十年 四月 十五日
	春日部市銚子口一―三三―一	社会福祉法人あすなる会	居宅介護支援	平成二十年 四月 十五日

アップルデイサービスセンター	本庄市朝日町一―一七	有限会社せいしん	介護予防通所介護	平成二十年六月一日
フェアリーケア・デイサービスせいえん	深谷市高畑二〇三―一	合同会社青淵	介護予防通所介護	平成二十年六月五日
居宅介護支援事業所上川原んち	深谷市上柴町東六―六―四	有限会社ナトライフコンサルタント	居宅介護支援	平成二十年五月十五日
特定非営利活動法人太陽居宅介護支援事業所	新座市北野二―七―一八	特定非営利活動法人太陽	居宅介護支援	平成二十年四月一日
デイサービス 和み野	新座市東一四―五―五 （旧レジンびらが丘〇四号）	株式会社和み野	通所介護	平成二十年五月七日
居宅介護支援事業所北本	北本市北本宿一九五―一	株式会社寿エンタープライズ	居宅介護支援	平成二十年五月十二日
松野記念クリニックデイサービス	坂戸市上吉田六三九	医療法人社団松野会	通所介護	平成二十年五月一日
グループホームみんなの家・志木柏町	志木市柏町三―九―一九	株式会社ウイズネット	介護予防通所介護	平成二十年四月一日
愛の家デイサービスセンター狭山	狭山市北入曾二八―一―二	メディカル・ケア・サービス株式会社	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年五月一日
小規模多機能型居宅介護事業所さくら・さくら	比企郡ときがわ町玉川二五―一	株式会社さくら・さくら	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二十年五月十二日
認知症対応型通所介護デイサービスセンター向日葵	新座市中野一―五―五	株式会社アイム	介護予防認知症対応型通所介護	平成二十年四月一日

埼玉県告示第八百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受

けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
和光福祉会居宅介護支援センター	所在地	和光市丸山台二一六二〇	和光市丸山台二一六二〇	居宅介護支援
有限会社ファーマシーいまい薬局	所在地	春日部市上蛭田一四八一九	春日部市上蛭田一四七一一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
有限会社ファーマシーいまい薬局	名称	有限会社ファーマシーいまい	有限会社ファーマシーいまい薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
JAちちぶ荒川ホームヘルプステーション	所在地	秩父市荒川白久一五六二二三	秩父市荒川上田野一四三二一一	訪問介護 介護予防訪問介護
和光福祉会ホームヘルプステーション	所在地	和光市丸山台二一六二〇	和光市丸山台二一六二〇	訪問介護 介護予防訪問介護
和光福祉会 訪問看護ステーション	所在地	和光市丸山台二一六二〇	和光市丸山台二一六二〇	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社川口中中央ケアサービス	所在地	川口市川口四一六一八	川口市原町七二〇森ビル	訪問介護 介護予防訪問介護
あすか薬局 小手指店	所在地	所沢市小手指一一八一一	所沢市小手指一一八一四	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
有限会社 和らぎ	所在地	パークサイド小手指一〇二	パークサイド小手指B館一階	訪問介護 居宅介護支援
有限会社 和らぎ	所在地	秩父市上影森四四九一	秩父市影森五〇三一一〇	訪問介護 居宅介護支援
有限会社 和らぎ	名称	有限会社和らぎ	和らぎサポートセンター	訪問介護 居宅介護支援
おひさま介護サービス春日部	所在地	春日部市中央一一八一二二	春日部市栄町一一四〇	訪問介護 居宅介護支援
株式会社 一正堂薬局	所在地	ニュー吉田ビル二〇二		居宅介護支援 居宅療養管理指導
株式会社 一正堂薬局	所在地	草加市青柳五一三一一〇	草加市青柳五一三一一八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
介護のオアシスふじ	所在地	川口市東本郷一一〇八一三	川口市江戸三一六一一	訪問介護

介護予防訪問介護

埼玉県告示第八百八十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり再開の届出があつた。
 平成二十年六月二十七日
 埼玉県知事 上田清司

名	称	所	在	地	サービスの種類	再開年月日
所沢明生居宅介護支援事業所		所沢市山口五〇九五			居宅介護支援	平成二十年二月一日

埼玉県告示第八百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があつた。
 平成二十年六月二十七日
 埼玉県知事 上田清司

名	称	所	在	地	サービスの種類	廃止年月日
特別養護老人ホーム 和光苑 市民の森クリニック通所リハビリテーション事業所 老人保健施設ナーシングホーム和光		和光市新倉八―二三―一 所沢市東狭山ヶ丘四―二六七五―一 和光市新倉八―二三―一			介護老人福祉施設 通所リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	平成二十年 三月三十一日 平成十五年 七月三十一日 平成二十年 三月三十一日

特定非営利活動法人 介護支援センター・新座	新座市池田四―二―一〇下中沢マンション一〇二号	訪問介護 介護予防訪問介護 福祉用具貸与	平成二十年 三月三十一日
株式会社福祉の街 久喜営業所	久喜市本町三―八―三三	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成二十年 五月三十一日
市民の森クリニック通所介護事業所	所沢市東狭山ヶ丘四―二六七五―一	通所介護 介護予防通所介護	平成二十年 三月三十一日
市民の森クリニック 指定居宅介護支援事業所	所沢市東狭山ヶ丘四―二六七五―一	居宅介護支援	平成二十年 三月三十一日
小川町地域包括支援センター	比企郡小川町腰越六一八	介護予防支援 訪問介護	平成二十年 三月三十一日
訪問介護 ひまわりの里	川口市赤山八三一―三	訪問介護	平成二十年 四月 三十日
居宅介護支援事業所 ひまわりの里	川口市赤山八三一―三	介護予防訪問介護 居宅介護支援	平成二十年 五月三十一日
ニチイのほほえみ東川口	川口市戸塚東二―一―二六	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年 三月 十七日

埼玉県告示第八百八十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項本文の規定によ

り、次の者をサービス提供事業者として指定した。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

介護保険 事業所番号	事業所名称	事業所所在地	サービス種類	申請者名称	指定年月日
1170203911	ピーステック川口	川口市領家1―24―1	訪問介護	株式会社	平成20年6月1日
1170203911	ピーステック川口	川口市領家1―24―1	居宅介護支援	株式会社	平成20年6月1日
1170203911	ピーステック川口	川口市領家1―24―1	介護予防訪問介護	株式会社	平成20年6月1日
1170203929	ピーステック川口	川口市領家1―24―1	通所介護	株式会社	平成20年6月1日
1170203929	ピーステック川口	川口市領家1―24―1	介護予防通所介護	株式会社	平成20年6月1日
1170203937	ホームヘルパーステーション	川口市赤山字新町口831―6	訪問介護	株式会社カテヨ	平成20年6月1日
1170203937	ホームヘルパーステーション	川口市赤山字新町口831―6	介護予防訪問介護	株式会社カテヨ	平成20年6月1日
1170203945	居宅介護支援事業所 カテヨ	川口市赤山大字新町口831―6	居宅介護支援	株式会社カテヨ	平成20年6月1日
1170203952	福祉用具 カテヨ	川口市赤山字新町831―6	福祉用具貸与	株式会社カテヨ	平成20年6月1日

1170203952	福祉用具	カタヨ	川口市赤山字新町831—6	特定福祉用具販売	株式会社カタヨ	平成20年6月1日
1170203952	福祉用具	カタヨ	川口市赤山字新町831—6	介護予防福祉用具貸与	株式会社カタヨ	平成20年6月1日
1170203952	福祉用具	カタヨ	川口市赤山字新町831—6	特定介護予防福祉用具販売	株式会社カタヨ	平成20年6月1日
1171101262	警宮町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	ひまわりケアサポート	北葛飾郡警宮町警宮6丁目1番7号	居宅介護支援	社会福祉法人 警宮町社会福祉協議会	平成20年6月1日
1171601188	株式会社	ひまわりケアサポート	上尾市上1172—1 ミレディア会館 1F	居宅介護支援	株式会社	平成20年6月1日
1171601196	株式会社	横山 住まいのQ 援隊	上尾市小泉661番14	特定福祉用具販売	株式会社	平成20年6月1日
1171601196	株式会社	横山 住まいのQ 援隊	上尾市小泉661番14	特定介護予防福祉用具販売	株式会社	平成20年6月1日
1171900887	松下電工エイジフリース	住まいのQ 援隊	戸田市笹目3—18—9	福祉用具貸与	株式会社	平成20年6月1日
1171900887	松下電工エイジフリース	住まいのQ 援隊	戸田市笹目3—18—9	特定介護予防福祉用具販売	株式会社	平成20年6月1日
1171900887	松下電工エイジフリース	住まいのQ 援隊	戸田市笹目3—18—9	特定福祉用具販売	株式会社	平成20年6月1日
1171900887	松下電工エイジフリース	住まいのQ 援隊	戸田市笹目3—18—9	特定介護予防福祉用具販売	株式会社	平成20年6月1日
1171900887	松下電工エイジフリース	住まいのQ 援隊	戸田市笹目3—18—9	特定福祉用具販売	株式会社	平成20年6月1日
1171900887	松下電工エイジフリース	住まいのQ 援隊	戸田市笹目3—18—9	特定介護予防福祉用具販売	株式会社	平成20年6月1日
1171900895	あいりんぐタイム	あいりんぐタイム	戸田南下前1—8—20 サブイグランド11F	通所介護	アインゾグ・サポート	平成20年6月1日
1171900895	あいりんぐタイム	あいりんぐタイム	戸田南下前1—8—20 サブイグランド11F	介護予防通所介護	アインゾグ・サポート	平成20年6月1日
1172100669	ライフネットあさか居宅介護支援事業所	ライフネットあさか居宅介護支援事業所	朝霞市幸町3—6—27	居宅介護支援	有限会社	平成20年6月1日
1173101831	短期入所生活介護事業所	上川原んち	熊谷市小島449番地1	短期入所生活介護	有限会社	平成20年6月1日
1173101831	短期入所生活介護事業所	上川原んち	熊谷市小島449番地1	介護予防短期入所生活介護	有限会社	平成20年6月1日
1173101831	短期入所生活介護事業所	上川原んち	熊谷市小島449番地1	通所介護	有限会社	平成20年6月1日
1173101849	通所介護事業所	上川原んち	熊谷市小島449番地1	通所介護	有限会社	平成20年6月1日
1173101849	通所介護事業所	上川原んち	熊谷市小島449番地1	介護予防通所介護	有限会社	平成20年6月1日
1173201425	彩西療養通所介護	亀井	比企郡鳩山町泉井495番地5	通所介護	特定非営利活動法人 彩西ナーシングケア	平成20年6月1日
1174300812	アップルデイサービスセンター	アップルデイサービスセンター	本庄市朝日町1—1—17	通所介護	有限会社	平成20年6月1日
1174300812	アップルデイサービスセンター	アップルデイサービスセンター	本庄市朝日町1—1—17	介護予防通所介護	有限会社	平成20年6月1日
1174300820	ケアプランセンター	ジャム	本庄市東台4—4—15 藤和コーポ東台1 10号室	居宅介護支援	株式会社	平成20年6月1日
1174900736	たんぼぼの家	たんぼぼの家	秩父市太田279—4	通所介護	有限会社	平成20年6月1日
1174900744	あるるデイサービス	あるるデイサービス	秩父市黒谷1729	通所介護	有限会社	平成20年6月1日
1174900744	あるるデイサービス	あるるデイサービス	秩父市黒谷1729	介護予防通所介護	有限会社	平成20年6月1日
1176000675	居宅介護支援事業所	若葉会	坂戸市紺屋403番地	居宅介護支援	医療法人	平成20年6月1日
1176100582	株式会社	あったかい手	幸手市外国府間697	訪問介護	株式会社	平成20年6月1日
1176100582	株式会社	あったかい手	幸手市外国府間697	介護予防訪問介護	株式会社	平成20年6月1日
1176400420	デイサービス寿々喜	デイサービス寿々喜	吉川市鍋小路116番地1	通所介護	株式会社	平成20年6月1日
1176400438	ケアプラン寿々喜	ケアプラン寿々喜	吉川市鍋小路116番地1	居宅介護支援	株式会社	平成20年6月1日

埼玉県告示第八百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、中福東土地改良区理事長から次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 事業

中福東土地改良区営土地改良事業(基盤整備促進事業)

二 地区

中福地区

三 工事を完了年月日

平成二十年三月二十七日

埼玉県告示第八百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、羽尾表前土地改良区から当該役員を就任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

就任

職名	氏名	住所
理事	内田敏雄	比企郡滑川町大字羽尾一四七六
同	井上良雄	同 同 同 一〇三八

埼玉県告示第八百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所

理事	新井孝作	蓮田市大字江ヶ崎一〇〇の一
同	新井弘	同 同 七九八の一
同	石井忠義	同 同 一七六二の一
同	石井勉	同 同 一五六一
同	石井俊治	同 同 一七六三
同	小川勇	同 同 一八四〇の一
同	小川修	同 同 二〇六〇の三
同	澁谷榮次郎	同 同 一一八九
同	福島榮	同 同 一〇二一
同	矢島正弘	同 同 一一三四
同	松島政男	同 同 一八一七
同	石井敏雄	南埼玉郡白岡町大字実ヶ谷八六九
同	齋藤佳文	同 同 岡泉六七〇
同	利根川英夫	同 同 同 四九七
同	横田保男	同 同 同 実ヶ谷三六八
監事	小川浩	蓮田市大字江ヶ崎二〇四七
同	小川久雄	同 同 二〇六八
同	野口保男	南埼玉郡白岡町大字実ヶ谷四四四の一

埼玉県告示第八百八十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一二二一一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地

の区域

入間郡三芳町大字上富字八軒家一九六二一 外一一筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一一五九・八立方メートル
浸透効果量 〇・一二立方メートル
毎秒

毎秒

埼玉県告示第八百八十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水

流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

日高市大字大谷沢字下向山六八二―

四三他

三 雨水流出抑制施設の容量

一三六五・七五立方メートル

埼玉県告示第八百八十九号

埼玉県都市計画法に基づき開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第四条第一項の規定により指定した土地の区域及び同条例第五条第一項ただし書の規定により指定した環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途(平成十五年埼玉県告示千六百四号において告示したものに限り)のうち土地の区域について、同条例第四条第四項において準用する同条例第一項の規定により次のとおり変更した。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、埼玉県東松山県土整備事務所及び比企郡鳩山町まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日
埼玉県知事 上田清司

一 変更した土地の区域

鳩山町大字小用の一部及び大字大豆戸の一部。ただし、当該土地の区域のうち、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第十一条第一項の規定により定めた施設の区域、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第八号第一項第二号口から二までに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八号第二項第一号に規定する農用地区域並びに農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第二項第一号口に掲げる農地及び第五条第二項第一号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。

二 変更した日

平成二十年六月十七日

埼玉県告示第八百九十号

埼玉県都市計画法に基づき開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第四条第一項の規定により指定した土地の区域(平成十五年埼玉県告示千六百五号において告示したものに限り)について、同条例第四項において準用する同条例第一項の規定により次のとおり変更した。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、埼玉県東松山県土整備事務所及び比企郡鳩山町まちづくり推進課において縦覧に供する。

は、埼玉県東松山県土整備事務所及び比企郡鳩山町まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 変更した土地の区域

鳩山町大字大橋の一部、大字奥田の一部、大字須江の一部、大字竹本の一部、大字泉井の一部、大字高野倉の一部、大字熊井の一部、大字小用の一部、大字大豆戸の一部、大字赤沼の一部、大字今宿の一部、大字石坂の一部及び楓ヶ丘四丁目の一部。ただし、当該土地の区域のうち、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第十一条第一項の規定により定めた施設の区域、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第八号第一項第二号口から二までに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八号第二項第一号に規定する農用地区域並びに農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第二項第一号口に掲げる農地及び第五条第二項第一号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。

二 変更した日

平成二十年六月十七日

埼玉県告示第八百九十一号

埼玉県都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年八月二十八日

二 検査済証番号

平成二十年六月二十日第十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字日出安字新道下

埼玉県告示第八百九十二号

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年三月三日

二 検査済証番号

平成二十年六月二十日第十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字須賀字宿二〇三五―一、二〇三五―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町大字須賀二〇三五 齋藤 寿一

埼玉県告示第八百九十二号

埼玉県都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年八月二十八日

二 検査済証番号

平成二十年六月二十日第十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字日出安字新道下

五五〇二二、五五二二、五五三一一、五五四一一、五五六一一、五五七一一
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都千代田区二番町八番地八

株式会社 セブンイレブン・ジャパン
 パン
 代表取締役 山口 俊郎

埼玉県告示第八百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年六月二十七日

1 調達内容

埼玉県安曇 上田 崇 臣

(1) 購入等件名及び数量

県立誠和福祉高等学校外5校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年10月1日(水)から平成25年7月31日(水)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育庁県立学校部高校改革推進室長が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
 (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部高校改革推進室 金子 隆、三砂 祐弘 電話048-830-6902(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成20年6月30日(月)午前9時以後上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉教育会館1階103会議室

イ 日時

平成20年8月28日(木)午前11時

ア 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先 埼玉県教育庁県立学校部高校改革推進室

イ 受領期限

平成20年8月27日(水)午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

その他の

契約手続において使用する言語及び通貨

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成20年8月5日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 競争入札参加資格の付与
無

- 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成20年7月22日（火）午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通） 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。
- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 6 schools including Saitama Prefectural Seiwakukushi high school
- (2) Time-limit for tender: 11:00 a.m. August, 28, 2008. (tender submitted by mail 5:00 p.m. August, 27, 2008)
- (3) Contact point for notice: High School Reform Promotion Office, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6902
- 埼玉県川越眞税事務所長告示第三号
地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り続けた。
平成二十年六月二十七日
埼玉県川越眞税事務所長
田中昭夫

氏名又は名称	小川石油 株式会社
代表者の氏名	笠原 規弘
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県比企郡小川町小川三五八一
指定取消年月日	平成二十年四月七日

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十年六月二十七日
- 埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功
- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬引沢飯能線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	飯能市大字双柳字上宿五五八番三 地先から同市大字双柳字上 宿五七三番一 地先まで		七・五〇 八・四〇	一〇九・六〇	自転車歩行者道整備工事による。
旧			九・八〇 一四・八〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 平成二十年六月二十七日
- 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司
- 一 許可番号 平成二十年六月十日 第二〇〇〇二九〇号
- 二 検査済証番号 平成二十年六月十九日 第二〇〇〇二三号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡滑川町大字月輪字中道北七九二一〇、七九二一三、七九二一一

六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡滑川町大字月輪七七―四 林 崇裕

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 平成二十年六月二十七日
- 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司
- 一 許可番号 平成二十年五月二十一日 第二〇〇〇四〇号

二 検査済証番号

平成二十年六月二十三日 第二〇〇〇二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字久保田字中新田一―二、一―六四―二、一―六六一―三、一―六四―二、一―六六一―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市見沼区東大宮三―五―一 大宮(砂)待機宿舎RC三―一五〇八 吉澤 工

で、公告する。

- 平成二十年六月二十七日
- 埼玉県行田県土整備事務所長 根岸 功
- 六号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 平成二十年六月十九日
- 埼玉県行田県土整備事務所長 南沢 郁一郎
- 一 許可番号 平成二十年六月十九日 指令行整第一九〇〇六二一号
- 二 検査済証番号 平成二十年六月二十日第五号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 北埼玉郡大利根町大字北大桑字新井一八八―六、―七、一八九―一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室一七八三番地一 小澤 雅広

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十一号
 七号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの一 許可番号
 平成二十年六月二十七日
 埼玉県行田県土整備事務所長
 南沢 郁一郎
 一〇一九一
 北埼玉郡大利根町大字北大桑字大宮
 千葉県千葉市中央区都町一二六四
 平塚 里美

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十五号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
 境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十年六月二十七日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
上尾 久喜線	南埼玉郡白岡町大字下大崎字円明一一六番一地先から同郡同町大字下大崎字円明一一三番一地先まで	平成二十年六月二十七日	延長 六〇・〇〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十七号
 七号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十年六月二十七日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長
 平井 順 一
 一 許可番号
 平成二十年六月三日
 指令杉整第一九〇二五六一号
 二 検査済証番号
 平成二十年六月十九日
 杉整第四三〇一一号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中五六二一一、五六二一二、五六二一五
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 越谷市新川町二丁目一九二番地
 株式会社三起産業
 代表取締役 森野 幹雄
 二 検査済証番号
 平成二十年六月十九日
 杉整第四三八一一号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 南埼玉郡菖蒲町大字三箇字上中島二七九一一、一一一、一一二、一一三
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 加須市下三保三七二番地
 株式会社 東武ニューハウス
 代表取締役 関根 勇
 一 許可番号
 平成二十年五月二十七日
 指令杉整第二〇〇〇二六〇号

埼玉県選管告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があった。
(平成20年5月1日~5月31日受理分。記載順序は五十音順。)
その他の政治団体

平成二十年六月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
うる金後援会	漆原金作	漆原和夫	行田市埼玉三五〇―一	平成二十年五月十五日
変えよう富士見の会	西山ひろみ	斉藤良夫	富士見市関沢一―二六九七―七	平成二十年五月七日
神嶋博後援会	新井治男	吉川千征	東松山市箭弓町三―四―一四	平成二十年五月二日
久保田茂男後援会	久保田茂男	久保田政男	所沢市山口一―二二―二七	平成二十年五月十九日
小林和子とみんなで住みよい地域をつくる会	大野文雄	井上紀男	飯能市虎秀五五―一	平成二十年五月二十九日
新市政研究会	田中幸弘	片山 巖	新座市大和田五―一五―一三	平成二十年五月二日
田中ゆきひろと21世紀の会	富岡政洋	田中喜恵子	南埼玉郡菖蒲町菖蒲五〇―三―一五五	平成二十年五月二十一日
ちよつとうるさい市民の会	片山 巖	西田隆彦	新座市大和田五―一五―一三	平成二十年五月二日
野口たもつ後援会	青木正之	西田龍馬	新座市本多一―一六―二一六〇―二二	平成二十年五月十九日
藤沼みつぐ後援会	広川 正	深井清光	和光市新倉一―八―五一	平成二十年五月一日
堀越博文後援会	堀越三吉	藤沼光行	幸手市神明内二一〇―一	平成二十年五月二十二日
町田のぼる後援会	須田 勉	百川洋一	東松山市上唐子一〇八五―一	平成二十年五月一日
森崎しげよし後援会	森崎成喜	鴨下文明	飯能市平戸二二二―一	平成二十年五月二十六日
		板垣達郎	日高市高萩東三―一―二二	平成二十年五月二十日

埼玉県選管告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があった。
(平成20年5月1日~5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十年六月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県支部連合会	代表表	山口泰明	大野松茂	平成二十年五月二十日
自由民主党鶴ヶ島支部	会計責任者	漆畑和司	殿塚宏司	平成二十年五月三十日
自由民主党三郷支部	代表表	篠田 進	矢口雄二	平成二十年五月十六日
自由民主党蔵支部	主たる事務所の所在地	蔵市中央六―三―三	蔵市塚越五―五―一二二比企孝司方	平成二十年五月二十三日

(二)その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
おおしま公一後援会	会計責任者	大嶋公一	大嶋攻	平成二十年五月二日
吉敷賢後援会	会計責任者	菅原民夫	水谷一郎	平成二十年五月二十三日
久保田茂男後援会	会計責任者	久保田政男	老平真佐子	平成二十年五月十九日
坂戸鶴ヶ島医師連盟	代表者	東茂	伊東宏樹	平成二十年五月十三日
草加八潮医師連盟	代表者	坂戸市末広町一〇一	坂戸市伊豆の山町二二二	同
田中輝好後援会	代表者	松本眞彦	内山泰宏	平成二十年五月二十一日
秩父郡市医師連盟	会計責任者	清水百合子	清水百合子	平成二十年五月二十三日
秩父郡市歯科医師連盟	会計責任者	片田隆行	田中君枝	同
秩父郡市歯科医師連盟	代表者	大谷津功	丸山敬史	平成二十年五月二十二日
長瀬まもる後援会「くさの根会」	代表者	吉田久	原島眞	平成二十年五月十五日
飯田恵後援会	主たる事務所の所在地	秩父郡皆野町皆野一七三二三	秩父市上影森三三七七八	同
北葛南部医師連盟	代表者	西澤勝美	長瀬衛	平成二十年五月十三日
本木茂奥富地区後援会	代表者	坂戸市鶴舞二二〇一〇	坂戸市鶴舞二一六一二二	平成二十年五月二日
森崎しげよし後援会	代表者	黒木副武	平井真実	平成二十年五月二十七日
	主たる事務所の所在地	岩下由男	松井知恵子	平成二十年五月二十二日
		日高市高萩東三一―一二	日高市下高萩新田一三〇―七七	平成二十年五月二十日

埼玉県選管告示第七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、同条第二項の適用団体である別記一(一)の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

別記一(平成二十年五月一日)〜五月三十一日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体の名称

自由民主党埼玉県保育推進支部

(二) その他の政治団体

政治団体の名称

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

解散年月日

平成二十年五月二十八日

解散年月日

届出年月日

平成二十年五月二十八日

届出年月日

う り 金 後 援 会
 加 納 好 子 と み ん な の 会
 神 嶋 博 後 援 会
 く ど う 一 秀 後 援 会
 久 保 田 茂 男 後 援 会
 元 氣 な 宮 代 を 作 る 会
 田 中 勝 後 援 会
 野 口 保 を 育 て る 会
 藤 沼 み つ ぐ 後 援 会
 堀 越 博 文 後 援 会
 森 崎 し げ よ し 後 援 会

政治団体の名称 自由民主党埼玉県保育推進支部

報告年月日 平成20年5月28日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

イ 寄 附

イ 寄 附

ウ a 個人からの寄附

ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

エ 自由民主党埼玉支部連合会

エ その他の収入

合計

10万円未満の収入

平成二十年 五月 十五日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 一日
 平成二十年 四月 二十日
 平成二十年 五月 十八日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 一日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 一日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 一日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 二十日

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

その他の寄附

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 組織活動費

ウ 選挙関係費

エ 寄附・交付金

オ その他の経費

合計

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

合計

平成二十年 五月 十五日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 一日
 平成二十年 五月 二十日
 平成二十年 五月 十八日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 一日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 一日
 平成二十年 五月 二十一日
 平成二十年 五月 二十日

(金 額) (住 所)

547,710円

406,800円
 488,000円
 450,000円
 4,590円
 1,349,390円

3,160,695円
 2,051,130円
 1,109,565円
 1,292,150円

516,000円
 (115人)

イ 寄 附									
(ア) 寄 附									
a 個人からの寄附									
ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入									
(イ) 自由民主党埼玉県支部連合会									
エ その他収入									
10万円未満の収入									
合 計									
〔寄附の内訳〕									
ア 個人からの寄附									
(寄附者の氏名)	(金 額)	(住 所)							
その他の寄附	447,494円								
(2) 支 出 の 内 訳									
ア 政治活動費									
(イ) 組織活動費	181,650円								
(ロ) 選挙関係費	484,000円								
(ハ) 寄附・交付金	504,000円								
(ニ) その他の経費	122,500円								
合 計	1,292,150円								
	(平成20年分)								
1 収入・支出の総額									
(1) 収 入 総 額	1,868,545円								
(2) 支 出 総 額	1,868,545円								
イ 前年繰越額	0円								
(2) 支 出 総 額	0円								
政治団体の名称	うる金後援会	漆 原 金 作							
資金管理団体の届出をした者の氏名		行田市議会議員							
資金管理団体の届出に係る公職の種類									
報告年月日	平成20年5月15日								
	(平成18年分)								
1 収入・支出の総額									
(1) 収 入 総 額									
(2) 支 出 総 額									
政治団体の名称	加納好子とみんなの会								
報告年月日	平成20年5月21日								
	(平成18年分)								
1 収入・支出の総額									
(1) 収 入 総 額									
(2) 支 出 総 額									
イ 前年繰越額									
(2) 支 出 総 額									
政治団体の名称									
資金管理団体の届出をした者の氏名									
資金管理団体の届出に係る公職の種類									
報告年月日									
	(平成18年分)								
1 収入・支出の総額									
(1) 収 入 総 額									
(2) 支 出 総 額									

政治団体の名称 **神崎博後援会**
 報告年月日 平成20年5月2日

(平成18年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額 0円
- (2) 支出総額 0円

(平成19年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額 0円
- (2) 支出総額 0円

(平成20年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額 0円
- (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **くどう一秀後援会**
 報告年月日 平成20年5月12日

(平成18年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額 0円
- (2) 支出総額 0円

(平成19年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額 0円
- (2) 支出総額 0円

(平成20年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額 0円
- (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **久保田茂男後援会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名

久保田 茂 男

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **所沢市議会議員**
 報告年月日 平成20年5月19日

(平成18年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額 0円
- (2) 支出総額 0円

(平成19年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額 651,555円
- ア 前年繰越額 0円
- イ 本年収入総額 651,555円
- (2) 支出総額 651,555円

- 2 収入・支出の内訳
- (1) 収入の内訳
- ア 寄附
- イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入
- (イ) 久保田茂男後援会バス旅行 434,000円
- 合計 651,555円

- ア 個人からの寄附
- (イ) 寄附
- ア 個人からの寄附 217,555円

- イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入
- (イ) 久保田茂男後援会バス旅行 434,000円
- 合計 651,555円

- ア 個人からの寄附
- (イ) 個人からの寄附 (金額) (住所)
- 久保田 茂 男 217,555円 所沢市

- (2) 支出の内訳
- ア 政治活動費
- (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 651,555円
- ア その他の事業費 651,555円
- 合計 651,555円

- (イ) 収入・支出の総額
- 合計 (平成20年分)
- 1 収入・支出の総額 0円

- (1) 収入総額 0円

(2) 支出総額	0円	ア 個人からの寄附	(金額)	(住所)
政治団体の名称	元氣な宮代を作る会	(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
報告年月日	平成20年5月21日	田中 勝	657,536円	南埼玉郡宮浦町
(平成18年分)		(2) 支出の内訳		
1 収入・支出の総額	0円	ア 経常経費		
(1) 収入総額	0円	イ 備品・消耗品費		
(2) 支出総額	0円	ロ 政治活動費		
(平成19年分)		ハ 組織活動費	132,607円	
1 収入・支出の総額	0円	ニ 機関紙誌の発行その他の事業費	476,145円	
(1) 収入総額	0円	ア 機関紙誌の発行事業費	476,145円	
(2) 支出総額	0円	イ 調査研究費	4,000円	
(平成20年分)		ロ 合計	657,536円	
1 収入・支出の総額	0円	(平成19年分)		
(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額		
(2) 支出総額	0円	(1) 収入総額	654,745円	
政治団体の名称	田中勝後援会	ロ 前年繰越額	0円	
報告年月日	平成20年5月21日	イ 本年収入額	654,745円	
(平成18年分)		(2) 支出総額	654,745円	
1 収入・支出の総額	657,536円	2 収入・支出の内訳		
(1) 収入総額	0円	(1) 収入の内訳		
ア 前年繰越額	0円	ア 寄附		
イ 本年収入額	657,536円	イ 寄附		
(2) 支出総額	657,536円	ロ 合計	654,745円	
2 収入・支出の内訳		ハ 個人からの寄附	654,745円	
(1) 収入の内訳		ア 個人からの寄附		
ア 寄附		(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
イ 寄附		田中 勝	654,745円	南埼玉郡宮浦町
ロ 個人からの寄附		(2) 支出の内訳		
合計	657,536円	ア 経常経費		
[寄附の内訳]		イ 備品・消耗品費		
		ロ 政治活動費	25,186円	

(ウ) 組織活動費	208,894円	政治団体の名称	藤沼みつぐ後援会
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	405,665円	報告年月日	平成20年5月22日
a 機関紙誌の発行事業費	405,665円	(平成18年分)	
(ウ) 調査研究費	15,000円	1 収入・支出の総額	0円
合計	654,745円	(1) 収入総額	0円
		(2) 支出総額	0円
政治団体の名称	野口保を育てる会	(平成19年分)	
報告年月日	平成20年5月1日	1 収入・支出の総額	0円
(平成15年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成20年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(平成16年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成18年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(平成17年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成19年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(平成18年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成20年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(平成19年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成20年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(平成20年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	政治団体の名称	森崎しげよし後援会
(2) 支出総額	0円	政治団体の名称	森崎しげよし後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 森 崎 成 喜
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 日高市議会議員
 報告年月日 平成20年5月20日
 (平成18年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 (2) 支出総額
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 (2) 支出総額
 (平成20年分)

埼玉県選管告示第七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成20年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名) 公 職 の 種 類 資金管理団体の名称
 磯 野 和 夫 狭山市議会議員 いその和夫後援会

主たる事務所の所在地 届 出 年 月 日
 狭山市柏原三四八四一一四 平成二十年 五月 九日

鴨 田 幸 子 上尾市議会議員

鴨田幸子後援会

上尾市南四〇五 平成二十年 五月二十三日

久保田 茂 男 所沢市議会議員

久保田茂男後援会

所沢市山口一二二一二七 平成二十年 五月 十九日

田 中 幸 弘 新座市長

新市政研究会

新座市大和田五一五一一三 平成二十年 五月 二日

橋 北 富 雄 上尾市議会議員

橋北富雄後援会

上尾市上町二一〇一一五 平成二十年 五月二十三日

森 崎 成 喜 日高市議会議員

森崎しげよし後援会

日高市高萩東三一一一二 平成二十年 五月 二十日

埼玉県選管告示第七十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十年六月二十七日
 埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成20年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
大嶋 公一	蕨市議会議員	おおしま公一後援会	主たる事務所の所在地	蕨市中央一三三―七―F	蕨市中央三二二―三	平成二十年五月二日
				クレールいぶき一〇二		
森崎 成喜	日高市議会議員	森崎しげよし後援会	主たる事務所の所在地	日高市高萩東三二一―一二	日高市下高萩新田一三〇―七	平成二十年五月二十日

埼玉県選管告示第七十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成20年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
漆原 金作	行田市議会議員	うる金後援会	平成二十年五月十五日	平成二十年五月十五日
久保田 茂男	所沢市議会議員	久保田茂男後援会	平成二十年五月十八日	平成二十年五月十九日
森崎 成喜	日高市議会議員	森崎しげよし後援会	平成二十年五月二十日	平成二十年五月二十日

埼玉県選管告示第八十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治

団体から、同法第十二条第一項の規定による平成十八年分の収支報告書の提出があ

つたので、同法第二十条第一項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

平成二十年六月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治団体の名称 自由民主党大和根支部
 報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 874,876円

ア 前年繰越額 560,476円

イ 本年収入額 314,400円

(2) 支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

300,000円

イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(ア) 自由民主党埼玉県支部連合会

14,400円

合計

314,400円

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

(金額)

(事務所の所在地)

地方政治経済研究会

300,000円

北埼玉郡大和根町

政治団体の名称 自由民主党埼玉県南第2区第2支部

報告年月日 平成20年3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

7,432,002円

ア 前年繰越額

502,002円

イ 本年収入額

6,930,000円

(2) 支出総額

6,974,909円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附

2,135,000円

b 法人その他の団体からの寄附

4,295,000円

イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(ア) 自由民主党埼玉支部連合会

500,000円

合 計		6,930,000円	
〔寄附の内訳〕			
ア 個人からの寄附	(金額)	(住 所)	
(寄附者の氏名)			
森 敬介	120,000円	川口市	㈱長瀬鉄工所
千葉 乙郎	60,000円	川口市	㈱内田铸造所
永瀬 利男	120,000円	川口市	㈱永井铸造工所
小田倉 晴久	60,000円	川口市	㈱大西铸造所
伊藤 光男	120,000円	川口市	泰洋ビストロンング㈱
石井 隆太	60,000円	川口市	㈱岩田商店
河辺 一成	60,000円	川口市	イトコー㈱
丸山 末光	60,000円	川口市	㈱遠山鉄工所
星野 吉昭	120,000円	川口市	㈱仲野铸造産業
工藤 光成	60,000円	川口市	㈱五味铸造工所
矢野 昌弘	60,000円	川口市	石川金属機工㈱
楠本 勝正	60,000円	川口市	㈱加藤木型工業所
鈴木 浩幸	60,000円	さいたま市	テイ・エヌアソシエイト㈱
大野 泰子	60,000円	川口市	㈱アイユー精機
工藤 幸治	60,000円	川口市	池田美術㈱
島田 松夫	120,000円	川口市	近東産業㈱
新井 喜一	60,000円	鳩ヶ谷市	㈱中央精研
伊藤 行弘	60,000円	川口市	㈱宣王
桜沢 学	60,000円	川口市	㈱伊藤アロイ
五味 英雄	500,000円	川口市	伊藤鉄工㈱
その他の寄附	195,000円	川口市	児玉铸造㈱
イ 法人その他の団体からの寄附			㈱榎本铸造工所
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	㈱高津铸造工場
			丸栄铸造㈱
			㈱永瀬工場
			㈱大六铸造
			千葉铸造㈱

草野産業㈱関東	60,000円	川口市
(株)野尻精工所	60,000円	川口市
(株)辻井製作所	120,000円	川口市
(株)早船精造	120,000円	川口市
(株)大亀精工所	60,000円	川口市
(株)松本精工所	60,000円	川口市
(株)山崎精鉄工業所	60,000円	川口市
吉村工業㈱	120,000円	川口市
(株)村田製作所	60,000円	川口市
不二工業㈱	60,000円	川口市
川口板金㈱	120,000円	川口市
(株)乾特殊精造所	120,000円	川口市
(株)辻井インタストリー	120,000円	川口市
(株)笠倉メテック	60,000円	茨城県猿島郡三和町
(株)小山精工所	60,000円	川口市
(株)ニッサン安全	60,000円	川口市
山本機械産業㈱	60,000円	川口市
カリエエテテ商事(株)	120,000円	川口市
(株)尾谷製作所	60,000円	さいたま市
関東漕青工業㈱	120,000円	川口市
(株)シマネ	60,000円	川口市
その他の寄附	95,000円	

(2) 支出の内訳
ア 経常経費

(ア) 事務所費	364,909円
イ 政治活動費	
(ア) 寄附・交付金	6,610,000円
合計	6,974,909円

政治団体の名称 自由民主党埼玉ビルメンテナンス支部
報告年月日 平成20年 3月27日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,575,129円
ア 前年繰越額	3,343,815円
イ 本年収入額	231,314円
(2) 支出総額	592,158円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	191,100円
イ その他の収入	(149人)
10万円未満の収入	40,214円

合計	231,314円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	492,158円
(イ) 寄附・交付金	100,000円
合計	592,158円

政治団体の名称 自由民主党羽生支部
報告年月日 平成20年 3月14日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 秋田孝後援会
 報告年月日 平成20年1月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	233,100円
ア 前年繰越額	3,593円
イ 本年収入額	229,507円
(2) 支出総額	233,100円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	229,507円
合計	229,507円

【寄附の内訳】
 ア 個人からの寄附 (金額) (住所)
 (寄附者の氏名)

秋田孝 229,507円 所沢市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費	233,100円
(ア) 組織活動費	233,100円
合計	233,100円

政治団体の名称 秋山 清後援会清風会
 報告年月日 平成20年3月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	531,105円
ア 前年繰越額	531,105円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 アケセス21
 資金管理団体の届出をした者の氏名 手塚 しげみ
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 坂戸市議会議員
 報告年月日 平成20年3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 明日の県南東部を創る会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 蓮見 昭一
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成20年 3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 6,570,000円
 ア 前年繰越額 6,070,000円
 イ 本年収入額 500,000円
 (2) 支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

合計 500,000円
 [寄附の内訳] 500,000円

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

(金額)

(事務所の所在地)

自由民主党埼玉支部連合会

500,000円

さいたま市

政治団体の名称 新井こういち後援会

報告年月日 平成20年 3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 54,600円
 ア 前年繰越額 54,600円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 新井巧を励ます会

報告年月日 平成20年 1月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 新井宏後援会

報告年月日 平成20年 3月7日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 83,500円
 ア 前年繰越額 51,500円
 イ 本年収入額 32,000円
 (2) 支出総額 15,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

(16人)

合計 32,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) その他の経費

合計 15,000円

政治団体の名称 荒川ひろし後援会

報告年月日 平成20年 3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 いきいき埼玉を創る会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 池田まさよと共に歩む会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 235,500円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 235,500円
 (2) 支出総額 215,961円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
 ア 寄附
 (ア) 寄附
 a 個人からの寄附 183,500円
 イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入
 (ア) パスプター参加費(2千円×26人) 52,000円
 合計 235,500円

【寄附の内訳】

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

(金額)

(住 所)

池田 万佐代

160,000円

川越市

その他の寄附

23,500円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費 37,985円
 (イ) 事務所費 13,842円
 イ 政治活動費
 (ア) 組織活動費 20,387円
 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 138,557円

a 機関紙誌の発行事業費

28,350円

b 宣伝事業費

18,747円

c その他の事業費

91,460円

(ウ) 調査研究費

3,900円

(エ) その他の経費

1,290円

合計

215,961円

政治団体の名称 石井民雄後援会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 50,000円
 ア 前年繰越額 50,000円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 出浦幸恵後援会
 報告年月日 平成20年3月13日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 井上なおきとみんなの会

報告年月日 平成20年3月26日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 5,474円
 ア 前年繰越額 5,474円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 いのまた直行サポーターズクラブ

報告年月日 平成20年1月9日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 岩崎公夫後援会

報告年月日 平成19年12月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 内田勝康後援会

報告年月日 平成20年3月19日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 36,500円
 ア 前年繰越額 36,500円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 内田泰弘後援会

報告年月日 平成19年7月2日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 江田はるお後援会

報告年月日 平成20年1月22日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 えのきだ達治後援会

報告年月日 平成20年3月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 大川戸いとお後援会

報告年月日 平成20年2月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 大久保まさる後援会

報告年月日 平成20年3月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 97,731円

ア 前年繰越額 97,723円

イ 本年収入額 8円

(2) 支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

10万円未満の収入

合計 8円

政治団体の名称 大河内ただし後援会

報告年月日 平成20年3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 2,048,196円

ア 前年繰越額 48,196円

イ 本年収入額 2,000,000円

(2) 支出総額 360,030円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

α 個人からの寄附

合計 2,000,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

大河内 街 (金額) 1,500,000円 (住 所) 川越市

大河内 基行 500,000円 川越市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費 360,030円

合計 360,030円

政治団体の名称 大野たかひろ後援会
 報告年月日 平成20年3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 おかざき郁子後援会

報告年月日 平成20年3月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 枯木正之後援会
 報告年月日 平成20年3月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 134,944円
 ア 前年繰越額 34,944円
 イ 本年収入額 100,000円
 (2) 支出総額 92,346円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
 ア 寄附
 (ア) 寄附

a 個人からの寄附
 合計 100,000円
 【寄附の内訳】
 ア 個人からの寄附 100,000円

(寄附者の氏名) (金額) (住所)
 枯木正之 100,000円 飯能市

(2) 支出の内訳
 ア 経常経費 17,200円
 (ア) 人件費
 (イ) 光熱水費 75,146円
 合計 92,346円

政治団体の名称 神尾たかよしを支援する会

報告年月日 平成20年3月5日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 川辺昭後援会

報告年月日 平成19年7月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 267,580円
 ア 前年繰越額 267,580円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称	神田ひさお後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名	神田 壽雄
資金管理団体の届出に係る公職の種類	川越市議会議員
報告年月日	平成20年3月19日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
政治団体の名称 ザンパシまっちゃん鈴木松蔵後援会	
報告年月日	平成20年3月31日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	977,666円
ア 前年繰越額	834,666円
イ 本年収入額	143,000円
(2) 支出総額	553,696円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	(60人)
イ 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	23,000円
合計	143,000円

ア 個人からの寄附		(金額)	(住 所)
(寄附者の氏名)			
その他の寄附		23,000円	
(2) 支出の内訳			
ア 経常経費			
(ア) 備品・消耗品費			
イ 政治活動費			
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費			
a その他の事業費			
(イ) 調査研究費			
(ウ) 寄附・交付金			
(エ) その他の経費			
合計		553,696円	
政治団体の名称		吉心会	
資金管理団体の届出をした者の氏名		瀬尾 吉一	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		埼玉県議会議員	
報告年月日		平成20年3月31日	
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額			
ア 前年繰越額			
イ 本年収入額			
(2) 支出総額			
政治団体の名称		木下厚後援会	
報告年月日		平成20年3月13日	
1 収入・支出の総額			

(1) 収入総額	637,821円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	637,821円
(2) 支出総額	637,821円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 政治団体からの寄附	637,821円
合計	637,821円
[寄附の内訳]	
ア 政治団体からの寄附	
(寄附者の名称)	(金額)
厚友会	637,821円
(事務所所在地)	所沢市
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 人件費	7,821円
(イ) 事務所費	630,000円
合計	637,821円
政治団体の名称	きりしき光雄後援会
報告年月日	平成20年3月17日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	49,234円
ア 前年繰越額	9,234円
イ 本年収入額	40,000円
(2) 支出総額	29,100円

2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	40,000円
合計	40,000円
[寄附の内訳]	
ア 個人からの寄附	
(寄附者の氏名)	(金額)
その他の寄附	40,000円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 事務所費	29,100円
合計	29,100円
政治団体の名称	行田市友の会
報告年月日	平成19年9月11日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,351,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	3,351,000円
(2) 支出総額	2,920,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	1,551,000円
イ 寄附	(3,102人)

(ア) 寄附

a 個人からの寄附
 合計 1,800,000円
 3,351,000円

【寄附の内訳】

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

鈴木 敬一郎 800,000円 行田市

田代 昌克 500,000円 行田市

島田 房明 500,000円 行田市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費 3,090円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費 2,816,910円

(1) 機関紙誌の発行その他の事業費 100,000円

a 伝事業費 100,000円

合計 2,920,000円

政治団体の名称 栗原けんしょう後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 栗原 健昇

資金管理団体の届出に係る公職の種類 熊谷市議会議員

報告年月日 平成20年 3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 黒須喜一後援会

報告年月日 平成20年 3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 31,517円

ア 前年繰越額 11,517円

イ 本年収入額 20,000円

(2) 支出総額 29,400円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附 20,000円

a 個人からの寄附 20,000円

合計 20,000円

【寄附の内訳】

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

その他の寄附 20,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費 29,400円

合計 29,400円

政治団体の名称 くわはた健也を応援する会

報告年月日 平成20年 3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 厚友会

資金管理団体の届出をした者の氏名 木下 厚

資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 平成20年3月13日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 637,821円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 637,821円

(2) 支出総額 637,821円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

α 個人からの寄附 637,821円

合計 637,821円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

田中 健児 500,000円 東京都目黒区

曾我 陽三 77,821円 東京都新宿区

磯野 日出夫 60,000円 所沢市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金 637,821円
 合計 637,821円

政治団体の名称 越谷から県政を変える100人委員会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 696,004円

ア 前年繰越額 696,004円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 小菅高信後援会

報告年月日 平成20年3月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 17,650円

ア 前年繰越額 17,650円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 近藤哲男後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 近藤 哲男

資金管理団体の届出に係る公職の種類 所沢市議会議員

報告年月日 平成20年3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 斉藤くにあき後援会

報告年月日 平成20年3月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 265,800円

ア 前年繰越額 135,800円

イ 本年収入額 130,000円

(2) 支出総額 171,465円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附 130,000円

合計 130,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

(金額) (住所)

その他の寄附 130,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費

171,465円

合計 171,465円

政治団体の名称 さいど昇後援会

報告年月日 平成20年3月21日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 酒巻ふみ後援会

報告年月日 平成20年3月13日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 378,154円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 378,154円

(2) 支出総額 378,154円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費 13,000円

(13人)

イ 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附 365,154円

合計 378,154円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

(金額) (住所)

酒巻 ふみ 365,154円 加須市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費 194,554円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費

 a 機関紙誌の発行事業費

合計

57,600円
126,000円
126,000円
378,154円

政治団体の名称 佐藤勇後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 勇

資金管理団体の届出に係る公職の種類 草加市議会議員

報告年月日 平成20年2月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 狭山のかたち研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 中村 正義

資金管理団体の届出に係る公職の種類 狭山市議会議員

報告年月日 平成20年3月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 さわやか品子運田後援会

報告年月日 平成19年6月12日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 109円

ア 前年繰越額 109円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 市政丸洗い、公正であたたかいたまを実現する会

報告年月日 平成20年2月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 しのだ正巳後援会

報告年月日 平成20年1月11日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 467,447円

ア 前年繰越額 197,447円

イ 本年収入額 270,000円

(2) 支出総額 455,564円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

 a 個人からの寄附

200,000円

b 政治団体からの寄附 合計 270,000円 【寄附の内訳】		70,000円
ア 個人からの寄附 (寄附者の氏名) 篠田 茂 200,000円 (金額) (住所) 三郷市		
イ 政治団体からの寄附 (寄附者の名称) 民主党埼玉県総支部連合会 70,000円 (金額) (事務所の所在地) さいたま市		
(2) 支出の内訳 ア 経常経費 (ア) 備品・消耗品費 16,874円 イ 政治活動費 (ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 438,690円 a 機関紙誌の発行事業費 438,690円 合計 455,564円		
政治団体の名称 しまだ富雄後援会 報告年月日 平成20年 3月26日		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	0円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年収入額	0円	
(2) 支出総額	0円	
政治団体の名称 市民が主役「ひまわり」		
報告年月日 平成20年 3月31日		

1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 235,278円 ア 前年繰越額 209,056円 イ 本年収入額 26,222円 (2) 支出総額 0円		26,222円
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳 ア 寄附 (ア) 寄附 a 個人からの寄附 26,222円 合計 26,222円 【寄附の内訳】 ア 個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所) その他の寄附 26,222円		
政治団体の名称 市民のための明るい川口市政をつくる会 報告年月日 平成20年 3月24日		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	0円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年収入額	0円	
(2) 支出総額	0円	
政治団体の名称 白子としお後援会		
報告年月日 平成20年 2月 6日		

(1) 収入総額	569,111円
ア 前年繰越額	369,111円
イ 本年収入額	200,000円
(2) 支出総額	414,105円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

100,000円
(100人)

イ 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附

100,000円
200,000円

合計

【寄附の内訳】

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

白子 ふさ子

(金額) 100,000円 (住所) 桶川市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 調査研究費

33,720円
196,530円
183,855円
414,105円

政治団体の名称 新ごうのすちヤレンジクラブ

報告年月日 平成20年3月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 新生春日部の会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

42,850円
42,850円
0円
0円

政治団体の名称 信政塾

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

1,200,000円

合計 1,200,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(10人)

(ア) 組織活動費
 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費
 a 宣伝事業費
 合計

805,768円
 394,232円
 394,232円
 1,200,000円

政治団体の名称 新ふるさと会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 500,000円
 ア 前年繰越額 500,000円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 菅原文仁後援会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 須田要三後援会

報告年月日 平成20年2月8日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 須藤哲也後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 須藤 哲也

資金管理団体の届出に係る公職の種類 草加市議会議員

報告年月日 平成20年3月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 250,000円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 250,000円
 (2) 支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附 (ア) 寄附

 a 政治団体からの寄附 250,000円

合計 [寄附の内訳] 250,000円

ア 政治団体からの寄附

 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

 民主党埼玉県総支部連合会 250,000円 さいたま市

政治団体の名称 住みよい町をつくる会

報告年月日 平成20年2月5日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 150,000円
 ア 前年繰越額 150,000円

イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 清貸会

資金管理団体の届出をした者の氏名 井上 直樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類 白岡町長

報告年月日 平成20年 3月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,000円

ア 前年繰越額 1,000円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 政裕会

資金管理団体の届出をした者の氏名 田中 千裕

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成20年 3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 5,006円

ア 前年繰越額 5,003円

イ 本年収入額 3円

(2) 支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

10万円未満の収入 3円

合計 3円

政治団体の名称 せお吉一後援会

報告年月日 平成20年 3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,174,744円

ア 前年繰越額 1,174,744円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 関根しょうじ後援会

報告年月日 平成20年 2月13日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 関根孝道後援会

報告年月日 平成20年 3月21日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,165,326円

ア 前年繰越額 12,936円

イ 本年収入額 1,152,390円

(2) 支出総額 1,165,326円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附			
(ア) 寄附			
a 個人からの寄附		1,152,390円	
合計		1,152,390円	

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
関根 孝道	1,152,390円	児玉郡上里町

(2) 支出の内訳

ア 経常経費		
(ア) 事務所費		1,147,926円
イ 政治活動費		
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費		17,400円
a その他の事業費		17,400円
合計		1,165,326円

政治団体の名称 操栄会

報告年月日 平成19年12月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	24,470円
ア 前年繰越額	24,470円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 そえのふみ子後援会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	149,460円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	149,460円
(2) 支出総額	149,460円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	
合計	149,460円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
添野 ふみ子	149,460円	さいたま市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費		
(ア) 組織活動費		149,460円
合計		149,460円

政治団体の名称 泰弘会

資金管理団体の届出をした者の氏名 内田 泰弘

資金管理団体の届出に係る公職の種類 桶川市議会議員

報告年月日 平成19年7月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	190,000円
----------	----------

ア 前年繰越額 190,000円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 高橋政雄後援会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 752,100円
 ア 前年繰越額 752,100円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 滝沢修後援会

報告年月日 平成20年1月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 田中千裕後援会

報告年月日 平成20年3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 11,652,573円
 ア 前年繰越額 42,573円
 イ 本年収入額 11,610,000円
 (2) 支出総額 9,562,201円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

合計

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

(金額)

(事務所の所在地)

自由民主党埼玉県南第2区第2支部 6,610,000円 川口市
 川口錬物工業政経研究会 5,000,000円 川口市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費

(イ) 備品・消耗品費

(ウ) 事務所費

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 機関紙誌の発行事業費

b 宣伝事業費

合計

政治団体の名称 田中雅規後援会

報告年月日 平成20年1月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 谷川恵子後援会

報告年月日 平成20年2月25日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 玉井よしあき後援会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 田村鶴雄を育てる会

報告年月日 平成20年2月29日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 ちとせと明日をつくる会
 報告年月日 平成20年3月26日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 30,000円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 30,000円
 (2) 支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
 ア 寄附 30,000円
 (ア) 寄附
 a 政治団体からの寄附 30,000円

合計 30,000円

【寄附の内訳】

ア 政治団体からの寄附 (金額) (事務所の所在地)
 (寄附者の名称) 30,000円
 その他の寄附

政治団体の名称 地方政治経済研究会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 秋山 清
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成20年3月24日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 4,050,000円
 ア 前年繰越額 3,550,000円
 イ 本年収入額 500,000円

(2) 支出総額 1,600,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

合計 500,000円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

自由民主党埼玉県支部連合会 500,000円 さいたま市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金 1,600,000円

合計 1,600,000円

政治団体の名称 土屋品子蓮田後援会

報告年月日 平成20年2月5日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 鶴ヶ島の未来と対話する会

報告年月日 平成19年12月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 31,675円

ア 前年繰越額 31,675円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 東山会

資金管理団体の届出をした者の氏名 東山 徹

資金管理団体の届出に係る公職の種類 狭山市議会議員

報告年月日 平成20年2月15日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 3,820円

ア 前年繰越額 3,820円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 豊田みつる後援会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 3,128,642円

ア 前年繰越額 270,642円

イ 本年収入額 2,858,000円

(2) 支出総額 2,235,604円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

1,500,000円

イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入

(ア) 役員新年会	50,000円
(イ) 後援会女性会暑氣払い	100,000円
(ウ) 後援会親睦ゴルフコンペ	960,000円
(エ) クリスマス会	248,000円
合 計	2,858,000円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
みつるフオーラム21	1,500,000円	川口市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	19,288円
(ア) 光熱水費	137,871円
(イ) 備品・消耗品費	3,300円
(ウ) 事務所費	138,210円
イ 政治活動費	1,924,935円
(ア) 組織活動費	425,715円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,499,220円
a 機関紙誌の発行事業費	12,000円
b その他の事業費	2,235,604円
(ウ) その他の経費	
合 計	2,235,604円

政治団体の名称 鳥越準司後援会

報告年月日 平成20年3月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
----------	----

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 中村とおる後援会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 442,036円

ア 前年繰越額 442,036円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 なかむら正義後援会

報告年月日 平成20年3月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 3,388円

ア 前年繰越額 3,388円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 中屋数慎一後援会

報告年月日 平成20年3月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 中山康を育てる会

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 21世紀会

資金管理団体の届出をした者の氏名 峯岸 光夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 3,450,000円

ア 前年繰越額 2,950,000円

イ 本年収入額 500,000円

(2) 支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附 500,000円

合計 500,000円

【寄附の内訳】

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

(金額)

(事務所の所在地)

自由民主党埼玉県支部連合会

500,000円

さいたま市

政治団体の名称 日本共産党・村上ひろし後援会

報告年月日 平成20年3月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 日本共産党鈴木智後援会

報告年月日 平成19年12月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 日本労働党埼玉県委員会

報告年月日 平成20年3月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 3,708,847円

ア 前年繰越額 591,147円

イ 本年収入額 3,117,700円

(2) 支出総額 3,259,980円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

テ 個人の負担する党費又は会費 イ 寄附 (ア) 寄附 a 個人からの寄附 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (ア) 機関紙「労働新聞」発行事業 (イ) パンフレット「全世界の労働者階級」発行事業 合計 【寄附の内訳】 テ 個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所) その他の寄附 273,000円 (2) 支出の内訳 テ 経常経費 (ア) 人件費 1,062,300円 (イ) 光熱水費 204,626円 (ウ) 備品・消耗品費 637,840円 (エ) 事務所費 300,000円 イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 371,420円 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 a 機関紙誌の発行事業費 227,594円 b 宣伝事業費 456,200円 合計 3,259,980円	1,320,000円 (110人) 273,000円 1,143,000円 381,700円 3,117,700円 (寄附者の氏名) (金額) (住所) 273,000円 1,062,300円 204,626円 637,840円 300,000円 371,420円 683,794円 227,594円 456,200円 3,259,980円
---	---

政治団体の名称 野口ひろあき後援会

報告年月日 平成20年 3月31日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 113,360円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年収入額 113,360円 (2) 支出総額 0円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 ア 寄附 (ア) 寄附 a 政治団体からの寄附 113,360円 合計 113,360円 【寄附の内訳】 テ 政治団体からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (事務所の所在地) 野口ひろあき後援会 113,360円 鳩ヶ谷市	平成20年 3月31日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 113,360円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年収入額 113,360円 (2) 支出総額 0円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 ア 寄附 (ア) 寄附 a 政治団体からの寄附 113,360円 合計 113,360円 【寄附の内訳】 テ 政治団体からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (事務所の所在地) 野口ひろあき後援会 113,360円 鳩ヶ谷市
---	---

政治団体の名称 野口吉明後援会
 報告年月日 平成20年 3月17日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円
 政治団体の名称 のぎき一則を育てる会
 報告年月日 平成20年 1月17日

1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		0円		
ア 前年繰越額		0円		
イ 本年収入額		0円		
(2) 支出総額		0円		
政治団体の名称 はずみ昭一後援会				
報告年月日		平成20年3月31日		
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		1,022,575円		
ア 前年繰越額		22,575円		
イ 本年収入額		1,000,000円		
(2) 支出総額		660,790円		
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
ア 寄附				
(ア) 寄附				
a 個人からの寄附		1,000,000円		
合計		1,000,000円		
【寄附の内訳】				
ア 個人からの寄附				
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)		
岡田 義男	1,000,000円	吉川市		
(2) 支出の内訳				
ア 政治活動費				
(ア) 組織活動費				
合計				660,790円

政治団体の名称 羽根善保後援会				
報告年月日		平成19年7月5日		
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		0円		
ア 前年繰越額		0円		
イ 本年収入額		0円		
(2) 支出総額		0円		
政治団体の名称 林いさお後援会				
報告年月日		平成20年3月31日		
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		1,000,000円		
ア 前年繰越額		0円		
イ 本年収入額		1,000,000円		
(2) 支出総額		0円		
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
ア 寄附				
(ア) 寄附				
a 個人からの寄附		1,000,000円		
合計		1,000,000円		
【寄附の内訳】				
ア 個人からの寄附				
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)		
林 孝次	1,000,000円	入間郡三芳町		

政治団体の名称 米川会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 野口 吉明
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 さいたま市議会議員
 報告年月日 平成20年3月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 東埼玉歯科医師連盟
 報告年月日 平成20年3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,770,000円
ア 前年繰越額	1,090,000円
イ 本年収入額	680,000円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	680,000円
ア 個人の負担する党費又は会費	(68人)
合計	680,000円

政治団体の名称 平井明美後援会
 報告年月日 平成20年3月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 ふじなわ善朗後援会
 報告年月日 平成19年12月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	300,416円
ア 前年繰越額	20,416円
イ 本年収入額	280,000円
(2) 支出総額	295,142円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	280,000円
合計	280,000円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附	(金額)	(住所)
藤瀬 善朗	135,280円	鶴ヶ島市
その他の寄附	144,720円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 備品・消耗品費	4,235円
イ 政治活動費	284,995円
(ア) 組織活動費	5,912円
(イ) その他の経費	295,142円
合計	295,142円

政治団体の名称 フェューチャー・クリエーション・オブ・鳩山
 資金管理団体の届出をした者の氏名 日坂 和久
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳩山町議会議員
 報告年月日 平成20年1月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額		100,100円	
ア 前年繰越額		0円	
イ 本年収入額		100,100円	
(2) 支出総額		100,000円	
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 寄附			
(ア) 寄附			
a 個人からの寄附		100,100円	
合 計		100,100円	
【寄附の内訳】			
ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
その他の寄附	100,100円		
(2) 支出の内訳			
ア 政治活動費			
(ア) 組織活動費		96,000円	
(イ) その他の経費		4,000円	
合 計		100,000円	

政治団体の名称 平政会
 報告年月日 平成20年 3月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	666,179円
ア 前年繰越額	211,165円
イ 本年収入額	455,014円
(2) 支出総額	570,647円

2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費		420,000円	
イ 寄附		(7人)	
(ア) 寄附			
a 個人からの寄附		35,000円	
ウ その他の収入			
10万円未満の収入		14円	
合 計		455,014円	
【寄附の内訳】			
ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
その他の寄附	35,000円		
(2) 支出の内訳			
ア 政治活動費			
(ア) 組織活動費		259,835円	
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		204,120円	
a 機関紙誌の発行事業費		204,120円	
(ウ) 調査研究費		106,692円	
合 計		570,647円	

政治団体の名称 芳友会
 報告年月日 平成19年 7月 5日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 細田徳治後援会
 報告年月日 平成19年11月6日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 4,508,362円
 ア 前年繰越額 2,508,362円
 イ 本年収入額 2,000,000円
 (2) 支出総額 3,822,013円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

合計 2,000,000円
 2,000,000円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

21世紀政治経済研究会

(金額) 2,000,000円

戸田市

(事務所の所在地)

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費 1,957,000円

(イ) 光熱水費 165,000円

(ウ) 備品・消耗品費 387,500円

(エ) 事務所費 403,600円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費 908,913円
 合計 3,822,013円

政治団体の名称 本澤安治後援会
 報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 前田さかえ後援会

報告年月日 平成20年3月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 松井優美子後援会「松美の会」

資金管理団体の届出をした者の氏名 松井 優美子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 草加市議会議員

報告年月日 平成20年3月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 737,085円
 ア 前年繰越額 51,085円
 イ 本年収入額 686,000円

(2) 支出総額				737,085円
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
ア 個人の負担する党費又は会費			(338人)	351,000円
イ 寄附				
(ア) 寄附				
a 個人からの寄附				335,000円
合計				686,000円
[寄附の内訳]				
ア 個人からの寄附				
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)		
松井 優美子	140,000円	草加市		
その他の寄附	195,000円			
(2) 支出の内訳				
ア 政治活動費				
(ア) 組織活動費	629,023円			
(イ) 寄附・交付金	60,000円			
(ウ) その他の経費	48,062円			
合計	737,085円			

政治団体の名称 松本さちえ後援会
 報告年月日 平成20年 2月26日

1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額				0円
ア 前年繰越額				0円
イ 本年収入額				0円

(2) 支出総額				0円
政治団体の名称	みつるフォーラム "21			
資金管理団体の届出をした者の氏名	豊田 満			
資金管理団体の届出に係る公職の種類	川口市議会議員			
報告年月日	平成20年 3月31日			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額				6,968,697円
ア 前年繰越額				3,630,062円
イ 本年収入額				3,338,635円
(2) 支出総額				1,664,420円
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
ア 個人の負担する党費又は会費			(41人)	2,838,580円
イ 寄附				
(ア) 寄附				
a 政治団体からの寄附				500,000円
ウ その他の収入				10万円未満の収入
合計				3,338,635円
[寄附の内訳]				
ア 政治団体からの寄附				
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)		
自由民主党川口支部	500,000円	川口市		
(2) 支出の内訳				
ア 政治活動費				

(ア) 寄附・交付金 1,500,000円
 (イ) その他の経費 164,420円
 合計 1,664,420円

政治団体の名称 峯岸光夫後援会
 報告年月日 平成20年3月31日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 1,951,313円
 ア 前年繰越額 1,951,313円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 村田哲一の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 村田 哲一
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 所沢市議会議員

報告年月日 平成20年2月5日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 やぎした礼子後援会

報告年月日 平成20年2月27日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 矢部操を育てる会
 報告年月日 平成19年12月27日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 3,260円
 ア 前年繰越額 3,260円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 矢部操後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 矢部 操
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成19年12月27日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 1,654,398円
 ア 前年繰越額 1,004,398円
 イ 本年収入額 650,000円
 (2) 支出総額 732,550円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附 (ア) 寄附
 a 個人からの寄附 150,000円
 b 政治団体からの寄附 500,000円
 合計 650,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

(金額) (住所)

その他の寄附 150,000円

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

(金額) (事務所の所在地)

民主党埼玉県総支部連合会 500,000円

さいたま市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費

31,500円

(イ) 事務所費

120,000円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費

560,000円

(イ) 調査研究費

21,050円

合計

732,550円

政治団体の名称 山川すみえ後援会

報告年月日 平成20年2月15日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称 山中豊彦後援会

報告年月日 平成20年3月19日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

30,000円

ア 前年繰越額

30,000円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称 裕愛会

資金管理団体の届出をした者の氏名 大野 隆裕

資金管理団体の届出に係る公職の種類 越谷市議会議員

報告年月日 平成20年3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称 横手および地域を良くする会

資金管理団体の届出をした者の氏名 大川戸 岩夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類 日高市議会議員

報告年月日 平成20年2月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称 吉田正美後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 吉田 正美

資金管理団体の届出に係る公職の種類 寄居町議会議員

報告年月日 平成20年3月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 216,760円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 216,760円

(2) 支出総額 216,760円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附

合計 216,760円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

吉田 正美 (金額) 216,760円 (住所) 大里郡寄居町

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 組織活動費 216,760円

合計 216,760円

政治団体の名称 吉田よしのりと歩む会

資金管理団体の届出をした者の氏名 吉田 芳朝

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成19年7月5日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 252,000円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 252,000円

(2) 支出総額 252,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

合計 252,000円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

民主党埼玉県総支部連合会 224,000円 さいたま市

その他の寄附 28,000円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費 132,000円

(イ) 事務所費 120,000円

合計 252,000円

政治団体の名称 若い鶴ヶ島の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 藤縄 善朗

資金管理団体の届出に係る公職の種類 鶴ヶ島市長

報告年月日 平成19年12月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 18円

ア 前年繰越額 18円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 渡辺としひで後援会
報告年月日 平成20年 3月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
ア 前年繰越額 0円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 0円

埼玉県監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年6月27日

埼玉県監査委員 春日敏彦
埼玉県監査委員 米田正巳
埼玉県監査委員 樋口邦利
埼玉県監査委員 小島信昭

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び監査実施時期

埼玉県が補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体について監査を実施するもので、このうち130団体について、平成19年10月から平成20年3月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

- ア 平成18年度の出資団体における出納その他の事務
- イ 平成18年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助の出納その他の事務

2 監査の結果及び意見

監査対象団体別の監査の結果及び意見は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、違法又は不当であると認められるものうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの。
- ・注意事項は、違法又は不当であると認められるものうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの。

(1) 団体別監査結果

監査対象団体	所管部局	監査実施日	財政的援助等の内容
財団法人 埼玉県中小企業振興公社	産業労働部(企業誘致・経営支援課)	職員調査 平成19年7月24日 委員監査 平成19年9月25日(書面)	1 出資金 県の出資 団体の基本財産 5,000,000円 県の出資割合 100%
2 補助金			
(1) 埼玉県中小企業振興公社事業費補助金(中小企業支援センター事業)			
			28,656,000円
			2,392,055円
			1,882,000円
(2) 埼玉県中心市街地活性化推進事業費補助金			
			22,221,000円
(3) 埼玉県中小企業振興公社事業費補助金(空き店舗情報提供事業)			
			4,703,000円
(4) 埼玉県中小企業振興公社事業費補助金(知的財産支援事業)			
			28,466,000円
(5) 埼玉県中小企業振興公社事業費補助金(インターネット支援事業)			
			4,703,000円
(6) 埼玉県中小企業振興公社事業費補助金(知的財産支援事業)			
			10,069,000円
(7) 埼玉県中小企業振興公社事業費補助金(受注企業振興助成事業)			
			30,922,000円
(8) 埼玉県単独中小企業設備貸付事業債権管理推進費補助金			
			8,954,260円
(9) 埼玉県小規模企業者等設備導入資金事務費補助金			
			6,394,523円
(10) 埼玉県中小企業振興公社事業費補助金(総務管理事業)			

監査の結果	(12) 創造的投資育成事業運営費補助金	409,574,000円
	16,273,000円	
	3 負担金	
	埼玉県地域結集型共同研究事業費負担金	15,755,561円
	4 貸付金(平成18年度末元金現在高)	
(1) 埼玉県小規模企業者等設備導入資金貸付金	374,510,000円	
(2) 基金	1,668,750,000円	
(3) 投資育成事業投資原資	692,021,000円	
(4) 中小企業高度化資金	16,882,000円	
(5) 埼玉県中小企業振興公社事業費補助金	300,000,000円	
5 損失補償(平成18年度末損失補償対象額)		
(1) 設備貸与事業に係る損失補償	112,725,379円	
(2) 設備資金貸付事業に係る損失補償	84,901,100円	
(3) 投資育成事業に係る損失補償	1,086,571,000円	
指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	社団法人 埼玉県農林公社	
所 管 部 局	農林部(農業政策課・生産振興課・森づくり課)	
監査実施日	職員調査 平成19年7月20日	委員監査 平成19年10月25日
財政的援助等の内容	1 出資金	806,300,000円
	県の出資 団体の基本財産 1,266,437,500円 県の出資割合 63.66%	
2 補助金	(1) 埼玉県農地活用促進事業(農地保有合理化事業)費補助金	43,666,000円
	(2) 見沼農業活性化対策事業(見沼農業センター運営事業)費補助金	11,556,000円
	(3) 新規就農支援事業(就農相談窓口整備推進事業(新規就農相談センター設置事業のうち新規就農相談センター設置)費	

監査の結果	補助金	10,440,000円
	(4) 新規就農支援事業(就農相談窓口整備推進事業(新規就農相談センター設置事業のうち事業推進体制整備))費補助金	8,782,000円
	(5) 木のある生活空間づくり事業(普及啓発活動事業)補助金	300,000円
	(6) 美しい森づくり事業(分収林整備高度化事業)補助金	555,000円
	(7) 美しい森づくり事業(公的森林整備推進事業)補助金	40,816,585円
(8) 森林循環利用推進事業(推進計画管理事業、協働の森づくり事業)補助金	500,000円	
(9) 森林機能保全特別対策(緊急間伐事業)補助金	12,247,400円	
(10) 循環モデル重点地区整備事業(森林整備支援事業)補助金	8,760,310円	
(11) 林業労働力確保支援センター活動促進事業補助金	1,330,000円	
3 貸付金(平成18年度末元金残高)		
(1) 埼玉県農林公社貸付金(農業振興局)	90,546,000円	
(2) 埼玉県農林公社貸付金(森林局)	5,476,405,000円	
4 損失補償(平成18年度末元金残高)		
(1) 埼玉県農地保有合理化事業資金損失補償	206,878,069円	
(2) 埼玉県農林公社造林等損失補償	9,442,030,793円	
5 公の施設の管理委託(指定管理)		
(1) 埼玉県農林公園	85,000,000円	
(2) 埼玉県種苗センター	120,154,000円	
(3) 埼玉県森林科学館	16,994,000円	
(4) 埼玉県県民の森	8,259,580円	
指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉県土地開発公社
所 管 部 局	県土整備部(用地課)

監査実施日	職員調査 平成19年8月9日 委員監査 平成19年10月15日(書面)
財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 団体の基本財産 100,000,000円 県の出資割合 100% 2 補助金 県土整備部所管指定出資法人外部監査補助金 945,000円 3 債務保証(平成18年度末元金残高) 埼玉県土地開発公社用地補償費等借入金債務保証 3,231,628,979円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県道路公社
所管部局	県土整備部(道路政策課)
監査実施日	職員調査 平成19年8月9日 委員監査 平成19年9月11日(書面)
財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 団体の基本財産 13,208,500,000円 県の出資割合 100% 2 補助金 県土整備部所管出資法人外部監査補助金 800,625円 3 貸付金(平成18年度末元金現在高) (1) 運営資金貸付金 1,924,735,000円 (2) 富士見川越道路資金貸付金 400,000,000円 4 債務保証(平成18年度末債務保証対象額) (1) 国(国土交通省)貸付金債務保証 10,921,983,275円 (2) 公営企業金融公庫貸付金債務保証 3,535,039,234円 (3) 埼玉りそな銀行貸付金債務保証 420,115,000円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	財団法人 埼玉県河川公社
所管部局	県土整備部(河川砂防課)
監査実施日	職員調査 平成19年8月10日 委員監査 平成19年10月10日(書面)
財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 団体の基本財産 35,000,000円 県の出資割合 51.43% 2 貸付金(平成18年度末元金現在高) (1) 運営資金貸付金 12,000,000円 (2) 設備更新貸付金 53,220,000円 3 損失補償(平成18年度末損失補償対象額) つり一ナ整備資金等借入金損失補償 207,310,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人 埼玉県下水道公社
所管部局	都市整備部(下水道課)
監査実施日	職員調査 平成19年8月8日 委員監査 平成19年10月23日
財政的援助等の内容	出資金 県の出資 団体の基本財産 105,460,000円 県の出資割合 50.00% 52,730,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社
所管部局	都市整備部(住宅課)

監査実施日	職員調査 平成19年7月25日 委員監査 平成19年10月22日
財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 団体の基本財産 40,000,000円 県の出資割合 100%
	2 補助金 埼玉県特定優良賃貸住宅家賃減額補助金 28,168,800円
	3 貸付金 (平成18年度末元金現在高) 連続立体交差緊急整備事業 (東武伊勢崎線の鉄道高架化事業) に要する資金 1,991,200,000円
	4 損失補償 (平成18年度末損失補償対象額) (1) 国の宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金損失補償 208,700,000円 (2) 上木崎賃貸住宅建設資金借入金損失補償 237,500,000円
	5 委託料 (1) 県営住宅 (管理代行) 4,101,588,060円 (2) 特別県営住宅 (指定管理) 139,428,000円 (3) 特定公共賃貸住宅 (指定管理) 15,859,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
監査対象団体	財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
所管部局	教育局 (生涯学習文化財課)
監査実施日	職員調査 平成19年8月1日 委員監査 平成19年10月25日
財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 団体の基本財産 10,000,000円 県の出資割合 100%

監査の結果	2 貸付金 (平成18年度末元金残高) 整理事務所貸借に係る敷金・保証金貸付金 39,946,400円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
監査対象団体	財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
所管部局	警察本部 (組織犯罪対策課)
監査実施日	職員調査 平成19年7月31日 委員監査 平成19年10月15日 (書面)
財政的援助等の内容	出資金 県の出資 団体の基本財産 1,040,000,000円 県の出資割合 74.96%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
監査対象団体	株式会社 秩父開発機構
所管部局	企画財政部 (地域政策課)
監査実施日	職員調査 平成19年8月1日 委員監査 平成19年10月17日
財政的援助等の内容	1 出資金 県の出資 団体の基本財産 480,000,000円 県の出資割合 25.63%
	2 公の施設の管理委託 埼玉県長瀨総合射撃場管理運営業務委託 (指定管理) 6,483,354円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
監査対象団体	埼玉高速鉄道 株式会社
所管部局	企画財政部 (交通政策課)
監査実施日	職員調査 平成19年8月2日

委員監査 平成19年10月23日	<p>1 出資金 県の出資 団体の基本財産 76,532,800,000円 県の出資割合 39.53%</p> <p>2 補助金 埼玉県埼玉高速鉄道株式会社経営安定化対策補助金 633,832,762円</p> <p>3 貸付金 (平成18年度未元金現在高) 埼玉高速鉄道線整備事業費貸付金 9,470,860,000円 損失補償 (平成18年度未損失補償対象額)</p> <p>4 埼玉高速鉄道の鉄道建設・運輸施設整備支援機構への償還資金貸付に関する損失補償 25,179,000,000円 (2) 埼玉高速鉄道線建設資金貸付に関する損失補償 37,731,357,000円</p>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

財団法人 埼玉県消防協会	<p>1 出資金 県の出資 団体の基本財産 318,531,822円 県の出資割合 31.39%</p> <p>2 補助金 埼玉県消防協会補助金 5,040,000円</p>
職員調査 平成19年8月3日 委員監査 平成19年8月29日 (書面)	
危険管理防災部 (消防防災課)	
監査実施日	
財政的援助等の内容	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

財団法人 さいたま緑のトラスト協会	
環境部 (自然環境課)	
監査対象団体	
所管部局	

職員調査 平成19年9月20日 委員監査 平成19年11月19日 (書面)	<p>1 出資金 県の出資 団体の基本財産 12,000,000円 県の出資割合 41.67%</p> <p>2 補助金 (1) 普及啓蒙活動事業費補助金 930,000円 (2) 管理運営事業費補助金 14,808,000円</p> <p>3 公の施設の管理委託 緑のトラスト保全地保全管理業務委託 7,602,000円</p>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

財団法人 埼玉県産業文化センター	<p>1 出資金 県の出資 団体の基本財産 150,000,000円 県の出資割合 33.33%</p> <p>2 公の施設の管理 (1) 埼玉県産業文化センター施設管理業務委託 (指定管理) 25,000,000円 (2) 埼玉県バスポートセンター施設管理業務委託 47,562,000円 (3) 埼玉県警察外国運転免許センター施設管理業務委託 2,662,000円</p>
職員調査 平成19年7月26日 委員監査 平成19年10月22日	
産業労働部 (産業労働政策課)	
監査実施日	
財政的援助等の内容	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

株式会社 さいたまアリーナ	
監査対象団体	

所 管 部 局	都市整備部 (新都心事業調整課)	
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年7月27日 委員監査 平成19年9月4日 (書面)	
財 政 的 援 助 等 の 内 容	1 出資金 県の出資 団体の基本財産 495,000,000円 県の出資割合 30.30%	150,000,000円
監 査 の 結 果	2 公の施設の管理委託 さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば管理運営業務委託 (指定管理)	128,601,133円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監 査 対 象 団 体	財団法人 埼玉伝統工芸協会	
所 管 部 局	産業労働部 (観光振興室)	
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年8月7日 委員監査 平成19年10月17日	
財 政 的 援 助 等 の 内 容	出資金 県の出資 団体の基本財産 60,000,000円 県の出資割合 33.33%	20,000,000円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人 清風会	
所 管 部 局	福祉部 (社会福祉課・障害者福祉課)	
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年11月27日 委員監査 平成19年12月25日 (書面)	
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 埼玉県心身障害児特別療育費補助金 45,625,800円 2 社会福祉施設等施設整備費補助金 26,385,000円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金	

監 査 の 結 果	4 埼玉県社会福祉施設利用者サービス推進事業費補助金 835,920円 5 埼玉県事業者コスト対策事業費補助金 600,000円 6 埼玉県重症心身障害児施設貸しおむつ利用事業補助金 589,000円 7 埼玉県社会福祉法人等減免事業補助金 544,070円 67,000円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人 たてば友愛会	
所 管 部 局	福祉部 (社会福祉課・高齢者福祉課)	
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年12月4日 委員監査 平成20年1月17日 (書面)	
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 57,427,811円 2 産休等代替職員費補助金 344,520円	
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人 明正会	
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)	
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年10月1日 委員監査 平成19年11月15日 (書面)	
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 17,430,400円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 17,358,177円	
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人 鳩ヶ谷啓和会	
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)	

監査実施日	職員調査 平成19年10月3日 委員監査 平成19年11月30日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 19,442,125円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 20,606,872円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,764,281円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 愛心会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月4日 委員監査 平成19年11月9日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 軽費老人ホーム事務費補助金 21,727,530円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部埼玉県済生会 (彩光苑)
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月5日 委員監査 平成20年1月29日
財政的援助等の内容	補助金 軽費老人ホーム事務費補助金 16,992,080円
監査の結果	注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象となる入所者数を誤って把握していた。また、施設機能強化推進費加算について、事業の実支出額が申請額を下回ったが、県への報告を怠り、補助金が過大に交付されていた。

監査対象団体	社会福祉法人 埼玉現成会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月9日 委員監査 平成19年11月2日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 16,441,380円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 16,299,196円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 7,329,825円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 寛友会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月11日 委員監査 平成19年11月2日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 21,806,848円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 10,232,839円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,366,128円
監査の結果	注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金に係る民間施設給与等改善費加算について、職員の勤続年数の算定を誤っていた。そのため、補助金が過大に交付されていた。

監査対象団体	社会福祉法人 雄飛
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月11日 委員監査 平成19年11月15日 (書面)

財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 25,323,168円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 12,672,874円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,399,130円
監査の結果	注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金に係る民間施設給与等改善費加算について、職員の勤続年数の算定を誤っていた。そのため、補助金が過大に交付されていた。

監査対象団体	社会福祉法人 かつみ会
所管部署	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月12日 委員監査 平成19年11月29日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 21,971,940円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 10,230,479円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,675,800円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 平成会
所管部署	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月15日 委員監査 平成19年12月12日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 22,043,540円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 17,170,755円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,182,125円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	社会福祉法人 宏和会
所管部署	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月18日 委員監査 平成19年11月15日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 23,168,046円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 22,675,900円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,985,625円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 大増璃会
所管部署	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月18日 委員監査 平成19年11月27日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 21,994,920円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 7,897,416円
監査の結果	注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象となる入所者数を誤って把握していたため、補助金が過大に交付されていた。

監査対象団体	社会福祉法人 誠由会
所管部署	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月19日 委員監査 平成19年11月27日 (書面)

財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金	23,250,763円 11,390,555円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人 世希泉会	
所管部局	福祉部 (高齢者福祉課)	
監査実施日	職員調査 平成19年10月19日 委員監査 平成19年11月15日 (書面)	
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金	26,064,544円 17,150,127円 2,549,981円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人 有和	
所管部局	福祉部 (高齢者福祉課)	
監査実施日	職員調査 平成19年10月24日 委員監査 平成19年11月30日 (書面)	
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金	24,534,757円 20,013,050円 2,771,332円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人 大井会	
所管部局	福祉部 (高齢者福祉課)	
監査実施日	職員調査 平成19年10月24日 委員監査 平成19年11月22日 (書面)	
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金	26,335,210円 12,603,958円 1,984,500円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人 あすなろ会	
所管部局	福祉部 (高齢者福祉課)	
監査実施日	職員調査 平成19年10月25日 委員監査 平成19年11月2日 (書面)	
財政的援助等の内容	補助金 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金	74,580,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人 みなわ会	
所管部局	福祉部 (高齢者福祉課)	
監査実施日	職員調査 平成19年10月30日 委員監査 平成19年11月27日 (書面)	
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金	26,093,500円 11,606,050円 2,564,100円

監査の結果 指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 隆信会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月1日 委員監査 平成19年11月15日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 28,957,760円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 24,500,198円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,531,250円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 朋映会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月2日 委員監査 平成20年1月29日
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 26,633,400円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 24,017,018円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 5,502,675円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 大樹会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月2日 委員監査 平成19年11月22日 (書面)

財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 29,259,461円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 11,762,086円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 4,267,672円 4 埼玉県介護老人保健施設整備利子補助金 4,792,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 藤香会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月5日 委員監査 平成20年1月30日
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 25,610,652円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 10,222,160円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,179,406円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 正生会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月6日 委員監査 平成19年12月14日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 27,465,142円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 18,719,575円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,921,242円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 桑の実会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月6日 委員監査 平成19年11月22日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 30,353,750円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 11,144,019円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 3,673,777円 4 埼玉県介護老人保健施設整備利子補助金 6,243,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 清豊会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月7日 委員監査 平成19年11月15日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 28,979,694円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 8,816,095円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 3,193,987円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 柏樹会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月7日 委員監査 平成19年12月12日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 31,826,781円

2	埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 20,973,264円
3	埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 4,065,375円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 狭山福祉会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月8日 委員監査 平成19年11月22日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 54,258,400円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 222,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 栄光会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月9日 委員監査 平成19年11月29日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 28,028,720円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 22,855,730円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 8,230,500円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 武蔵野福祉会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)

監査実施日	職員調査 平成19年11月12日 委員監査 平成19年11月22日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 29,127,464円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 8,393,329円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,315,875円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 越寿会
所管部局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月13日 委員監査 平成19年12月14日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 29,269,546円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 10,502,086円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 3,440,340円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 さきたま会
所管部局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月13日 委員監査 平成19年12月5日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 64,800,000円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,818,866円 3 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	371,488円
-------	---------------------	----------

監査対象団体	社会福祉法人 蓬莱会
所管部局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月15日 委員監査 平成19年11月27日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 136,020,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 英会
所管部局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月16日 委員監査 平成19年12月14日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 29,617,408円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 999,281円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 幸竹会
所管部局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月20日 委員監査 平成19年12月5日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 31,093,767円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 8,603,258円

監査の結果 指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 浦和の里
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月20日 委員監査 平成19年12月20日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 175,010,000円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 13,346,507円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 652,050円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 殿山福祉会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月21日 委員監査 平成19年12月14日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 58,320,000円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 2,080,957円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,053,810円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 みよしの会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)

監査実施日	職員調査 平成19年11月26日 委員監査 平成20年1月18日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 136,020,000円
監査の結果	注意事項 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金の設備整備費補助金について、補助対象外であるデイサービス施設分の設備整備及び紙おむつ購入の経費が含まれていた。そのため、補助金が過大に交付されていた。

監査対象団体	社会福祉法人 聖久会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月27日 委員監査 平成19年12月5日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 34,560,000円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 13,832,723円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 896,310円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 人間川福祉会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月29日 委員監査 平成19年12月27日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 84,456,000円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	14,076,378円
-------	---------------------	-------------

監査対象団体	社会福祉法人 末広会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年11月30日 委員監査 平成20年2月5日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 167,814,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 久喜同仁会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月3日 委員監査 平成20年1月17日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 32,031,561円 2 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 25,920,000円 3 埼玉県介護老人保健施設整備利子補助金 3,829,000円 4 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 3,606,824円 5 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,943,437円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 大里ふくしむら
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月4日

財政的援助等の内容	補助金 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 184,005,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 恒寿会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月5日 委員監査 平成20年1月17日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 58,320,000円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 12,364,989円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,208,750円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 武蔵野エートピアダイアクラブ
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月6日 委員監査 平成20年1月9日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 軽費老人ホーム事務費補助金 58,691,521円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 椿寿会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)

監査実施日	職員調査 平成19年12月6日 委員監査 平成19年12月21日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 27,675,041円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 3,772,726円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,404,687円 4 社会福祉施設等施設整備費県費補助金 1,322,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 はぐくむ会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課・障害者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月7日 委員監査 平成19年12月21日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 64,290,000円 2 介護老人保健施設整備利子補助金 9,980,000円 3 障害者就労訓練設備等整備事業費補助金 8,377,000円 4 事業者コスト対策事業費補助金 200,000円 5 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 133,500円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 ケアネット
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月10日 委員監査 平成20年2月5日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 64,290,000円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	社会福祉法人 平盛会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月11日 委員監査 平成20年1月17日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 64,800,000円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,644,093円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 弘和会
所 管 部 局	福祉部 (社会福祉課・高齢者福祉課・子ども安全課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月11日 委員監査 平成19年12月21日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 27,795,004円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 10,188,919円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,972,681円 4 児童自立支援総合対策事業費補助金 5,229,283円 5 埼玉県社会福祉施設利用者サービス推進事業費補助金 600,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 みなのか福祉会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)

監査実施日	職員調査 平成19年12月11日 委員監査 平成19年12月27日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 60,480,000円 2 軽費老人ホーム事務費補助金 15,637,186円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 6,046,987円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 福祉楽団
所管部局	福祉部(高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月12日 委員監査 平成20年1月9日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 91,290,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 和泉の会
所管部局	福祉部(高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月13日 委員監査 平成20年1月17日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 64,800,000円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 16,784,055円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,560,937円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 新座福祉会
所管部局	福祉部(高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月14日 委員監査 平成20年1月11日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 283,020,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 永楽会
所管部局	福祉部(高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月17日 委員監査 平成19年12月21日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 72,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 水梅会
所管部局	福祉部(高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月18日 委員監査 平成20年1月17日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 77,760,000円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 15,016,706円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 310,500円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 松川会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月19日 委員監査 平成19年12月25日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 81,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 隼人会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月20日 委員監査 平成20年1月18日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 129,100,000円 2 軽費老人ホーム事務費補助金 19,632,340円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 5,197,500円 4 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 372,965円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 白寿会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成19年12月21日 委員監査 平成20年2月8日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 151,000,000円 2 軽費老人ホーム事務費補助金 37,277,400円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
	3 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 14,991,526円 4 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 3,422,250円

監査対象団体	社会福祉法人 元氣村
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月9日 委員監査 平成20年1月29日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 265,644,000円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 6,516,320円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 8,521,406円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 豊井会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月9日 委員監査 平成20年1月18日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 27,020,000円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 5,745,517円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 松仁会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)

監査実施日	職員調査 平成20年1月10日 委員監査 平成20年1月28日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 154,300,000円 2 旧県営養護老人ホーム長楽園解体撤去事業費補助金 76,125,000円 3 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 16,241,241円 4 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 290,250円 5 社会福祉施設利用者サービス推進事業費補助金 600,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 緑風会
所管部局	福祉部(高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月11日 委員監査 平成20年2月4日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 217,010,000円 2 軽費老人ホーム事務費補助金 15,734,914円 3 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 22,915,000円 4 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,446,950円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 相愛福祉会
所管部局	福祉部(高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月15日 委員監査 平成20年2月5日(書面)

財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 110,580,000円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 17,287,906円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,759,500円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 キングスガーデン埼玉
所管部局	福祉部(高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月15日 委員監査 平成20年2月12日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 108,000,000円 2 軽費老人ホーム事務費補助金 17,061,752円 3 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 48,097,746円 4 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 6,514,125円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 敬愛会
所管部局	福祉部(高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月16日 委員監査 平成20年1月23日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 175,010,000円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,748,296円

3	埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 664,144円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 幸和会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月17日 委員監査 平成20年2月13日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 168,402,000円 2 軽費老人ホーム事務費補助金 17,510,000円 3 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 23,684,808円 4 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 4,140,713円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 安心会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月21日 委員監査 平成20年1月29日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 399,590,000円 2 軽費老人ホーム事務費補助金 12,532,740円 3 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 18,686,936円 4 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 3,083,112円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 長寿会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月22日 委員監査 平成20年2月5日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 10,792,856円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 17,731,272円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 512,070円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 秋桜園
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月22日 委員監査 平成20年2月18日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 7,723,454円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 27,091,629円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 12,592,125円
監査の結果	注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金に係る施設機能強化推進費加算について、事業の実支出額が申請額を下回っていたにもかかわらず県への報告を怠っていた。そのため、補助金が過大に交付されていた。

監査対象団体	社会福祉法人 靖和会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月24日

委員監査 平成20年 2月8日(書面)	財政的援助等の内容 補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 15,876,372円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 21,295,346円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 3,493,125円 指摘事項、注意事項は認められなかった。
---------------------	---

社会福祉法人 ルストホフ志木	監査対象団体 所 管 部 局 福祉部 (高齢者福祉課) 監査実施日 職員調査 平成20年1月29日 委員監査 平成20年2月12日(書面) 財政的援助等の内容 補助金 軽費老人ホーム事務費補助金 15,392,923円 監査の結果 指摘事項、注意事項は認められなかった。
----------------	--

社会福祉法人 明和会	監査対象団体 所 管 部 局 福祉部 (高齢者福祉課) 監査実施日 職員調査 平成20年1月30日 委員監査 平成20年2月8日(書面) 財政的援助等の内容 補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 14,039,345円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 18,524,089円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,806,402円 監査の結果 指摘事項、注意事項は認められなかった。
------------	---

社会福祉法人 彩光会	監査対象団体
------------	--------

福祉部 (高齢者福祉課)	所 管 部 局 監査実施日 職員調査 平成20年1月30日 委員監査 平成20年2月13日(書面) 財政的援助等の内容 補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 13,855,770円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 9,809,520円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 17,865,937円 監査の結果 注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金に係る施設機能強化推進費加算について、事業の実支出額が申請額を下回っていたにもかかわらず県への報告を怠っていた。そのため、補助金が過大に交付されていた。
--------------	---

社会福祉法人 吉祥福寿会	監査対象団体 所 管 部 局 福祉部 (高齢者福祉課) 監査実施日 職員調査 平成20年1月31日 委員監査 平成20年2月8日(書面) 財政的援助等の内容 補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 11,678,652円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 23,486,268円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 5,056,875円 監査の結果 指摘事項、注意事項は認められなかった。
--------------	---

社会福祉法人 武蔵会	監査対象団体 所 管 部 局 福祉部 (高齢者福祉課) 監査実施日 職員調査 平成20年2月1日 委員監査 平成20年2月13日(書面)
------------	---

財政的援助 等の内容	補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 203,922,000円 2 軽費老人ホーム事務費補助金 26,849,600円 3 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 7,623,752円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 至福の会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成20年2月5日 委員監査 平成20年2月13日 (書面)
財政的援助 等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 11,422,503円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 22,294,218円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,388,262円
監査の結果	注意事項 軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象となる入所者数を誤って把握していたため、補助金が過大に交付されていた。

監査対象団体	社会福祉法人 邑元会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成20年2月8日 委員監査 平成20年2月20日 (書面)
財政的援助 等の内容	補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助金 6,119,985円 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 10,482,213円 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。 5,890,500円
-------	-----------------------------------

監査対象団体	医療法人 秀峰会
所 管 部 局	福祉部 (障害者福祉課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年10月4日 委員監査 平成19年11月2日 (書面)
財政的援助 等の内容	補助金 埼玉県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金 39,295,000円
監査の結果	注意事項 1 国の配置基準を上回る職員配置でないにもかかわらず、精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の指導員加算を申請していた。 2 同一建物内に所在する精神障害者社会復帰施設と地域生活支援センターの共通経費について、合理的な基準に基づき、それぞれの施設に配分し負担すべきである。ところが、法人では全額を精神障害者社会復帰施設に配分していた。

監査対象団体	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部埼玉県済生会 (鴻巣病院)
所 管 部 局	福祉部 (障害者福祉課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年10月29日 委員監査 平成19年11月27日 (書面)
財政的援助 等の内容	補助金 1 埼玉県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金 51,889,000円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,351,350円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人 西熊谷病院
--------	------------

所 管 部 局	福祉部 (障害者福祉課) ・ 保健医療部 (医療整備課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年11月1日 委員監査 平成19年12月12日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 埼玉県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金 52,587,000円 2 看護師等養成所運営費補助金 8,010,000円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監 査 対 象 団 体	医療法人 高仁会
所 管 部 局	福祉部 (障害者福祉課・高齢者福祉課) ・ 保健医療部 (医療整備課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年11月21日 委員監査 平成20年1月18日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 埼玉県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金 65,789,000円 2 埼玉県介護老人保健施設整備利子補助金 10,317,000円 3 埼玉県病院内保育所運営費補助金 1,847,000円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監 査 対 象 団 体	医療法人社団 双里会
所 管 部 局	福祉部 (障害者福祉課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年11月28日 委員監査 平成20年1月29日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 埼玉県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金 40,916,000円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監 査 対 象 団 体	医療法人 全和会
所 管 部 局	福祉部 (高齢者福祉課・障害者福祉課) ・ 保健医療部 (医療整備課・疾病対策課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年11月29日 委員監査 平成19年12月21日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 埼玉県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金 100,552,000円 2 埼玉県介護老人保健施設整備利子補助金 10,656,000円 3 埼玉県病院内保育所運営費補助金 1,071,000円 4 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 707,200円 5 定期病状報告等報告書補助金 326,000円 6 事業者コスト対策事業費補助金 277,200円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監 査 対 象 団 体	医療法人 川越同仁会
所 管 部 局	福祉部 (障害者福祉課) ・ 保健医療部 (医療整備課・疾病対策課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成19年12月13日 委員監査 平成20年1月23日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 埼玉県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金 36,193,000円 2 埼玉県病院内保育所運営費補助金 1,532,000円 3 定期病状報告等報告書補助金 292,000円
監 査 の 結 果	注意事項 精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の民間施設給与等改善費加算について、職員の勤続年数の算出を誤ったため、補助金が過大に交付されていた。

監 査 対 象 団 体	医療法人 慶榮会
所 管 部 局	福祉部 (障害者福祉課) ・ 保健医療部 (疾病対策課)

監査実施日	職員調査 平成19年12月18日 委員監査 平成20年2月4日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 埼玉県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金 39,633,000円 2 定期病状報告等報告書補助金 488,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 埼玉県聴覚障害者協会
所管部局	福祉部(障害者福祉課・障害者社会参加推進室長)
監査実施日	職員調査 平成19年12月26日 委員監査 平成20年1月18日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 聴覚障害者情報提供施設運営費補助金 32,168,989円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,325,000円 3 聴覚障害者災害時等情報提供ネットワーク構築支援事業補助金 2,341,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 彩の国ふかや福祉会
所管部局	福祉部(こども安全課)
監査実施日	職員調査 平成19年10月22日 委員監査 平成19年12月12日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 次世代育成支援対策施設整備費県費補助金 74,189,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
監査対象団体	社会福祉法人 慈徳院
所管部局	福祉部(こども安全課)

監査実施日	職員調査 平成19年12月20日 委員監査 平成20年1月18日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 次世代育成支援対策施設整備費補助金 74,593,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人 埼玉県医師会
所管部局	保健医療部(国保医療課・医療整備課・疾病対策課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月8日 委員監査 平成20年2月29日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 臨床検査精度管理オーブン調査事業補助金 4,367,900円 2 周産期医療体制整備事業費補助金 19,233,000円 3 中小医療機関看護職員就労促進事業補助金 2,489,000円 4 医学会等補助金 810,000円 5 乳がん読影等講習会事業費補助金 1,500,000円 6 保険医療機関等指導事業費補助金 1,620,000円 7 乳幼児医療費支給事業実施補助金 21,184,950円 8 重度心身障害者医療費支給事業実施補助金 3,502,590円 9 ひとり親家庭等医療費支給事業実施補助金 3,037,230円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	医療法人社団 愛友会
所管部局	保健医療部(医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月29日 委員監査 平成20年2月21日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金(看護) 26,550,000円 2 看護師等養成所運営費補助金(准看) 13,455,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	医療法人社団 東光会
所 管 部 局	保健医療部 (医療整備課・疾病対策課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月29日 委員監査 平成20年2月21日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金 (看護) 26,560,000円 2 看護師等養成所運営費補助金 (准看) 13,375,000円 3 埼玉県病院内保育所運営費補助金 4,498,000円 4 結核予防費補助金 28,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	医療法人社団 蕨戸田市医師会
所 管 部 局	保健医療部 (医療整備課・疾病対策課)
監査実施日	職員調査 平成20年1月31日 委員監査 平成20年2月27日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金 (看護) 10,482,000円 2 看護師等養成所運営費補助金 (准看) 6,984,000円 3 看護師等養成所教育強化事業補助金 (看護) 950,000円 4 看護師等養成所教育強化事業補助金 (准看) 950,000円 5 結核予防費補助金 (看護) 6,000円 6 結核予防費補助金 (准看) 15,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人 朝霞地区医師会
所 管 部 局	保健医療部 (医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月5日 委員監査 平成20年2月18日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金 (看護) 13,330,000円

監査の結果	2 看護師等養成所運営費補助金 (准看) 8,188,000円 3 看護師等養成所教育強化事業補助金 (看護) 950,000円 4 看護師等養成所教育強化事業補助金 (准看) 950,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人 川越市医師会
所 管 部 局	保健医療部 (医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月6日 委員監査 平成20年3月12日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金 (看護) 13,218,000円 2 看護師等養成所運営費補助金 (准看) 18,852,000円 3 看護師等養成所教育強化事業補助金 (看護) 950,000円 4 看護師等養成所教育強化事業補助金 (准看) 950,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人 本庄市児玉郡医師会
所 管 部 局	保健医療部 (医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月6日 委員監査 平成20年2月21日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金 (看護) 16,265,000円 2 看護師等養成所運営費補助金 (准看) 8,442,000円 3 看護師等養成所教育強化事業補助金 (看護) 950,000円 4 看護師等養成所教育強化事業補助金 (准看) 950,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人 飯能地区医師会
所 管 部 局	保健医療部 (医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月7日

委員監査	平成20年2月21日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金(看護) 13,872,000円 2 看護師等養成所運営費補助金(准看) 8,850,000円 3 看護師等養成所教育強化事業補助金(看護) 950,000円 4 看護師等養成所教育強化事業補助金(准看) 950,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人 大宮医師会
所管部局	保健医療部(医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月7日 委員監査 平成20年2月18日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金(看護) 13,165,000円 2 看護師等養成所運営費補助金(准看) 8,554,000円 3 看護師等養成所教育強化事業補助金(看護) 950,000円 4 看護師等養成所教育強化事業補助金(准看) 950,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人 熊谷市医師会
所管部局	保健医療部(医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月12日 委員監査 平成20年3月5日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金(看護) 11,166,000円 2 看護師等養成所運営費補助金(准看) 8,613,000円 3 看護師等養成所教育強化事業補助金(看護) 950,000円 4 看護師等養成所教育強化事業補助金(准看) 950,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部埼玉県済生会(川口総合病院)
所管部局	保健医療部(医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月13日 委員監査 平成20年2月29日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金 16,552,000円 2 埼玉県周産期医療施設運営費補助金 1,200,000円 3 埼玉県病院内保育所運営費補助金 908,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	日本赤十字社埼玉県支部
所管部局	保健医療部(医療整備課・疾病対策課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月14日 委員監査 平成20年3月10日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 救命救急センター運営費等補助金 60,451,000円 2 感染症指定医療機関運営事業費補助金 5,918,000円 3 埼玉県周産期医療施設運営費補助金 6,866,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人 所沢市医師会
所管部局	保健医療部(医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月19日 委員監査 平成20年3月3日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 看護師等養成所運営費補助金(看護) 13,673,000円 2 看護師等養成所運営費補助金(准看) 8,484,000円 3 看護師等養成所教育強化事業補助金(看護) 950,000円 4 看護師等養成所教育強化事業補助金(准看) 950,000円

監査の結果 指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人 埼玉医科大学
所 管 部 局	保健医療部 (医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月27日 委員監査 平成20年3月21日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 埼玉県周産期医療施設運営費等補助金 46,332,000円 2 小児救急医療施設運営費補助金 35,684,000円 3 救命救急センター施設整備事業費補助金 37,768,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人 獨協学園
所 管 部 局	保健医療部 (医療整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月28日 委員監査 平成20年3月10日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 救命救急センター運営費等補助金 60,063,000円 2 周産期医療施設運営費補助金 1,200,000円 3 埼玉 DMAT 整備事業費補助金 1,966,000円 4 埼玉県病院内保育所運営費補助金 908,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人 埼玉県青果物価格安定資金協会
所 管 部 局	農林部 (生産振興課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月15日 委員監査 平成20年3月13日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 埼玉県指定野菜価格安定対策事業費補助金 54,384,500円 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金

28,624,156円
3 埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金 (県単)
3,758,032円

監査の結果 指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人 埼玉県畜産会
所 管 部 局	農林部 (畜産安全課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月15日 委員監査 平成20年2月27日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 畜産安全課関係団体運営費補助金 1,140,000円 2 埼玉県畜産会畜産コンサルタント職員設置費補助金 1,952,000円 3 畜産環境整備機械貸付事業費補助金 2,892,377円 4 埼玉県畜産総合対策 (家畜改良増殖) 補助金 470,000円 5 豚オースキー病等防疫対策事業補助金 3,815,000円 6 肉豚生産安定対策事業補助金 15,601,344円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県土地改良事業団体連合会
所 管 部 局	農林部 (農村整備課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月19日 委員監査 平成20年3月10日 (書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 土地改良施設維持管理適正化事業補助金 98,100,000円 2 土地改良事業促進補助金 5,330,000円 3 団体営調査設計事業補助金 9,000,000円 4 土地改良施設管理指導事業補助金 2,174,000円 5 土地改良換地等促進事業補助金 2,342,000円 6 土地改良相談事業補助金 2,912,000円 7 農村総合整備推進事業補助金 1,800,000円 8 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業補助金 2,788,000円

監査の結果 指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	ジャパンプラワーフェスティバルさいたま2007実行委員会
所管部局	農林部(生産振興課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月19日 委員監査 平成20年3月12日(書面)
財政的援助等の内容	負担金 ジャパンプラワーフェスティバル開催事業 21,450,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県農業会議
所管部局	農林部(農業政策課・生産振興課・流通販売課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月20日 委員監査 平成20年3月14日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 埼玉県農業会議費補助金 44,902,000円 2 埼玉県農地活用促進事業費補助金 2,920,000円 3 埼玉県経営構造対策事業費補助金 9,300,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	第16回全国産業教育フェア埼玉大会実行委員会
所管部局	教育局(高校教育指導課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月6日 委員監査 平成20年2月27日(書面)
財政的援助等の内容	負担金 第16回全国産業教育フェア埼玉大会実行委員会負担金 74,994,342円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体 公立学校共済組合埼玉支部

所管部局	教育局(福利課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月18日 委員監査 平成20年2月28日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 公立学校共済組合埼玉支部福利厚生事業補助 55,420,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人 埼玉県教職員互助会
所管部局	教育局(福利課)
監査実施日	職員調査 平成20年2月18日 委員監査 平成20年2月28日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 財団法人埼玉県教職員互助会福利厚生事業補助金 330,618,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	平成20年度全国高等学校総合体育大会埼玉県実行委員会
所管部局	教育局(全国高校総体推進室)
監査実施日	職員調査 平成20年2月21日 委員監査 平成20年3月12日(書面)
財政的援助等の内容	負担金 平成20年度全国高等学校総合体育大会埼玉県実行委員会負担金 29,264,698円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人 埼玉県体育協会
所管部局	教育局(スポーツ振興課)

監査実施日	職員調査 平成20年 2月25日 委員監査 平成20年 3月14日（書面）
財政的援助等の内容	補助金 1 財団法人埼玉県体育協会補助金 98,240,000円 2 財団法人埼玉県体育協会事業費補助金 171,450,000円 3 第61回国民体育大会関東ブロック大会本部役員派遣費補助 20,900円 4 第61回国民体育大会本大会本部役員派遣費及びユニホーム補助 918,000円 5 第62回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会本部役員派遣費補助 96,320円 6 第62回国民体育大会スキー競技会本大会本部役員派遣費補助 157,480円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(2) 部局への注意

ア 補助金事務の適正化について（福祉部）

県は、下記補助金の審査について、必要に応じ証拠書類等の提出を求めるなど、厳正・適切に実施していなかった。
国の通達、規則及び要綱等の規程を遵守し、補助金事務の適正化を図る必要がある。

- ・軽費老人ホーム事務費補助金
- ・精神障害者社会復帰施設等運営費補助金
- ・特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金

イ 法人に対する適正な指導監督について（福祉部）

軽費老人ホーム事務費補助金の交付額の算定基礎となる事務費本人負担額の取扱いはついて、国の通知とは異なる対応をしている法人が見られた。
県は、事務処理の基本となる国等の通知の周知徹底を図るとともに、定期的に事務研修会を開催するなど、法人に対し適正な指導監督を行う必要がある。

ウ 法人に対する適正な指導監督について（保健医療部）

看護師等養成所運営費補助金及び看護師等養成所教育強化費補助金の額の算定に当たり、県は補助団体に対し統一的な基準を示して具体的な指導を行っているいなかった。また、交付申請書や実績報告書等の審査事務も十分に実施していなかった。
県は、補助金の事務処理が補助団体によって異なった取扱いとならないよう、定期的に事務研修会を開催するなど、法人に対し適正な指導監督を行う必要がある。

埼玉県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成20年6月27日

埼玉県監査委員 春 日 敏 彦
埼玉県監査委員 米 田 正 巳
埼玉県監査委員 樋 口 邦 利
埼玉県監査委員 小 島 信 昭

監査対象団体 所管部署局	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
西武造園株式会社・西武緑化管理株式会社・株式会社植清園グループ 都市整備部(公園課)	平成20年2月29日 (第1957号)	<p>部局への注意 指定管理業務において、適切な管理目標を設定していなかった。 管理目標は、県と指定管理者が協議のうえ県が設定するものであり、県は指定管理者制度導入の趣旨を踏まえ、適切な管理目標を設定し、指定管理者に示す必要がある。</p>	<p>指定管理者を指導する、県土整備事務所等に対し、管理目標について、公園の特性に応じ、指定管理業務の中で様々なサービスの向上に繋がるよう、指定管理者と協議の上、適切な管理目標を定めるよう会議など、あらゆる機会を通じて周知徹底した。 また、管理目標設定にあたり、各県土整備事務所へ全指定管理者の管理目標一覧を送付し、協議上の参考とし、平成20年度の管理目標を定めた。</p>
財団法人 埼玉県芸術文化振興財団 県民生活部(文化振興課)	平成20年2月29日 (第1957号)	<p>団体への意見 施設の維持管理に係る工事・委託契約の多くが、業務の特殊性等を理由に1者による随意契約となっていたが、業務内容を再点検の上、可能な限り、経済性や競争性を踏まえた入札・契約方法を導入する必要がある。</p>	<p>施設の維持管理に係る委託契約について見直しを行い、平成20年度の契約において、空調設備保守点検業務、ノート型パーソナルコンピュータ賃貸借の入札を実施したほか、少額の契約についても複数者からの見積りを取りとした。</p>
財団法人 埼玉県母子寡婦福祉連合会 福祉部(こども安全課)	平成20年2月29日 (第1957号)	<p>団体への注意 協定書では、「指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理すること」とされている。 しかし、指定管理者においては、指定管理業務と他の受託事業を同一の会計で処理していた。</p> <p>部局への注意 指定管理者が、指定管理業務と他の受託事業を同一の会計で処理していたことに対して、県は十分な指導を行っていないかった。</p>	<p>平成20年3月9日に理事会・評議員会を開催し、会計区分を明確にする収支予算書を策定した。 埼玉県母子寡婦福祉連合会に対し、会計区分を明確にするよう指導を行った。</p>
財団法人 けやき文化財団 教育局 (生涯学習文化財課)	平成20年2月29日 (第1957号)	<p>団体への注意 利用の許可申請に係る手続き日については、さいたま文学館管理規則で「利用しようとする月の属する月の6月前の月の初日から」と定められている。 しかし、指定管理者は内規を定め、全国規模の活動等特定の目的や団体については「12月前の1日又は7月前の20日」から仮予約を受け、一方、文芸活動・生涯学習活動以外の団体に対しては「3月前の1日」からと制限していた。 内規により、こうした制限を設けることは適切ではない。</p>	<p>さいたま文学館の「施設の利用に関する規程」を平成20年4月1日に改正し、文芸活動・生涯学習活動以外の団体に対しても、管理規則で定められた「利用しようとする月の属する月の6月前の月の初日から」受け付けることとした。</p>

埼玉県住宅供給公社 都市整備部(公園課)	平成20年2月29日 (第1957号)	<p>部局への注意 利用の許可申請に係る手続き日に対して、指定管理者が管理規則と異なった取扱いを行っていたことに対して、県は十分な指導を行っていなかった。</p> <p>団体への注意 協定書では、「指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理すること」とされている。しかし、指定管理者においては、指定管理業務と他の受託事業を同一の会計で処理していた。</p> <p>部局への注意 指定管理者が、指定管理業務と他の受託事業を同一の会計で処理していたことに対して、県は十分な指導を行っていなかった。</p>	<p>生涯活動文化財課からけやき文化財団に対し、「施設の利用に関する規程」を改正するよう指示した。</p> <p>平成19年度の決算については指定管理業務と他の受託事業を区分して計上した。平成20年度の指定管理業務と他の受託事業について、各事業の会計ごとに区分して管理集計するため、電算システムの修正を行った。</p> <p>指定管理業務と他の受託事業について、会計処理が適切に区分されるよう指定管理者に対して指導を行った。</p>
株式会社 秩父開発機構 環境部(自然環境課)	平成20年2月29日 (第1957号)	<p>団体への注意 指定管理業務事業報告書の収支計算書には、自主事業を含めて指定管理業務に係るすべての収入支出を計上する必要があるが、指定管理業務である教習射撃や自主事業に係る収支が計上されていなかった。</p> <p>部局への注意 指定管理者から提出された事業報告書の収支計算書に、指定管理業務である教習射撃や自主事業に係る収支が計上されていなかったことに対して、県は十分な指導を行っていなかった。</p>	<p>平成19年度指定管理業務の収支予算書について、自主事業を含めた指定管理業務に係るすべての収入支出を計上するように変更した。</p>
企画財政部 (日総合政策部)	平成20年2月29日 (第1957号)	<p>部局への意見 指定管理者の業務内容は、県と指定管理者との協議を踏まえ締結する協定書で示され、その細目は別紙の「仕様書」で定めるとされている。そのため、仕様書には、指定管理者の自主性を損なわない範囲で、業務内容を具体的かつ詳細に規定することが必要である。 しかし、「記載が抽象的で具体的な業務内容がわかり難い仕様書」や「業務の一部を記載しただけの仕様書」など、不十分な仕様書の例が見られた。 指定管理業務の確実な実施を担保し、公の施設の設置目的を達成するために、指定管理に係る業務の内容等に</p>	<p>平成19年度指定管理業務の収支予算書について、自主事業を含めた指定管理業務に係るすべての収入支出を計上するよう、指定管理者に対して指導した。 その後、指定管理者から平成19年度収支予算変更承認申請書が提出され、平成20年1月31日に承認した。</p> <p>指定管理者の自主性を損なわない範囲で、指定管理業務の内容を具体的に仕様書に記載するよう関係課長あて通知した。 併せて、担当者会議を開催し周知徹底を図った。</p>

ついで具体的に仕様書に記載するよう周知徹底する必要がある。

埼玉県監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき決定したので次のとおり公表する。

平成20年6月27日

埼玉県監査委員 春日敏彦
埼玉県監査委員 米田正巳
埼玉県監査委員 樋口邦利
埼玉県監査委員 小島信昭

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象事務

平成18年度・平成19年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 108機関

所管部局	監査対象機関
総合政策部	東京事務所、中央地域創造センター
総務部	大宮県税事務所、川越県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所、男女共同参画推進センター
福祉部	中央児童相談所、所沢児童相談所、越谷児童相談所
保健医療部	北足立福祉保健総合センター、入間西福祉保健総合センター、大里福祉保健総合センター、鴻巣保健所、坂戸保健所、熊谷保健所、越谷保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	中央産業労働センター

農林部	東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	行田県土整備事務所
教育局	南部教育事務所、総合教育センター、スポーツ研修センター、浦和図書館、久喜図書館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、文書館、小川げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高校、上尾東高校、上尾南高校、朝霞高校、朝霞西高校、伊奈学園総合高校、入間高校、岩槻高校、浦和工業高校、浦和商業高校、大宮中央高校、大宮東高校、小川高校、川口高校、川越総合高校、川本高校、北川辺高校、北本高校、熊谷西高校、熊谷農業高校、鴻巣女子高校、越谷南高校、坂戸西高校、幸手高校、幸手商業高校、狭山清陵高校、庄和高校、玉川工業高校、秩父農工科学高校、鶴ヶ島高校、所沢高校、所沢東高校、飯能高校、日高高校、不動岡高校、不動岡誠和高校、本庄高校、本庄北高校、松伏高校、三郷工業技術高校、宮代高校、八潮南高校、与野高校、上尾養護学校、大宮北養護学校、川口養護学校、川越養護学校、さいたま桜高等学校、坂戸ろう学校、狭山養護学校、羽生ふじ高等学校、日高養護学校、三郷養護学校、宮代養護学校、旨学校、和光養護学校、和光南養護学校
警察本部	浦和西警察署、大宮西警察署、川口警察署、武南警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、寄居警察署、行田警察署、越谷警察署、幸手警察署

(3) 監査実施日

平成19年11月12日～平成20年3月19日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

備考

平成20年4月1日付け組織改正のあった機関

改 正 前	改 正 後
部 局 機 関	部 局 機 関
総合政策部 東京事務所	企画財政部 東京事務所
総合政策部 中央地域創造センター	企画財政部 南部地域振興センター 県史地域振興センター
総務部 男女共同参画推進センター	県民生活部 男女共同参画推進センター
産業労働部 中央産業労働センター	産業労働部 廃 止

2 監査の結果

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、(1)、(2)のどおりであり、その他の軽微な事項については対象機関にその都度注意をした。

(1) 指摘事項(財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの)のうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの)

機関・職制名	監 査 の 結 果
総務部 男女共同参画推進センター	平成19年度のシステム保守業務委託契約手続きにおいて次のとおり不適切な点があった。 1 各委託契約の締結に当たり、埼玉県財務規則に定められた予定価格調書の作成及び見積書の徴取が行われていなかった。 2 「情報システム保守業務(ソフトウェア)」委託契約の契約締結回について、埼玉県財務規則に定められた決裁権者の決裁を受けていなかった。 (契約件名) ・ 情報システム保守業務(ソフトウェア) 7,474,950円 ・ 情報システム機器保守業務(ハードウェア) 3,908,336円 ・ 視聴覚システム機器保守等業務 895,860円

(2) 注意事項(違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの)のうち、指摘事項に該当しないと認められるもの)

機関・職制名	監 査 の 結 果
保健医療部 食肉衛生検査センター	平成19年10月に食肉衛生検査センター北部支所の外壁工事請負契約を913,500円で締結した。その際に参考見積のため徴取した見積書により業者を選定しており、埼玉県財務規則に定められた見積書を新たに徴取していなかった。
農林部 本庄農林振興センター	平成19年3月9日から28日にかけて、5回にわたり複写機の消耗品を購入し、購入額の合計は383,880円であった。 3月中に同一業者に同一品目を5回に分割して発注したことは、不適切である。 しかも平成18年7月に同様の消耗品を複数の者から見積書を徴取して購入した時に比べ、高い価格になっていた。
教育局 不動岡高校	平成19年3月に体育館のカーテンを942,060円で付け替えた。 契約金額が、50万円以上100万円未満であることから、請書の徴取が必要であったが、これを徴取していなかった。
教育局 総合教育センター江南支所	平成19年7月に誘導灯の修繕を142,800円で行った。 契約金額が、10万円以上であることから、2者以上から見積書を徴取すべきであったが、1者のみであった。
教育局 嵐山史跡の博物館	平成19年10月に企画展「後北条氏の城」の資料梱包・輸送等業務委託契約を650,000円で締結した。 文化財の輸送業務であることから、美術品の専用車と取扱専門員を有する者が他にいないことを理由として、1者のみから見積書を徴取し契約した。 しかし、これらの条件を満たし、かつ、過去に県立の博物館において契約実績を有する者はほかにない。

		契約金額が10万円以上であることから、2者以上から見積書を徴収すべきであった。
教育局	幸手高校	昼食調理販売目的の食堂（学食）及び清涼飲料水販売目的の自動販売機に行政財産の使用許可を与え、管理費（光熱水費）が発生しているにもかかわらず、これを徴収していなかった。

教育局	さきたま史跡の博物館	平成19年3月に公園案内板改修工事を679,350円で行った。予定価格が50万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。
-----	------------	--

埼玉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年6月27日

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
保健医療部 中央食肉衛生検査センター	平成19年6月29日（第1888号）	平成17年度・18年度の冷暖房設備（ガス）保守業務委託において、他に保守管理を行う者がいないなどの理由により、1者随意契約を行っていた。しかしながら、業務内容は一般的な点検・清掃であり、現に再委託を認めていた。合理的な理由がないにもかかわらず、継続的に1者随意契約を行っていた。	平成20年度の契約に当たり、複数業者から見積書を徴収し、事務処理の適正化を図った。 埼玉県監査委員 春日敏彦 埼玉県監査委員 米田正巳 埼玉県監査委員 樋口邦利 埼玉県監査委員 小島信昭
総務部 学事課	平成19年10月5日（第1916号）	私学情報システムは学校法人等台帳管理と私立学校補助金の交付額算定を行うため、平成9年度に予定価格約400万円ですシステム開発に係る競争入札を行い、最低価格を提示した者と、1,027,950円で契約した。 私立学校補助金は、毎年、交付額の配分基準の見直しを行っていることから、これに対応するため毎年プログラム修正を行っているが、基本プログラムの著作権は開発者が保有しているため、毎年随意契	私学情報システムについては、これまでも配分基準の見直しとともに検討を重ねてきたが、再構築は多額の費用を要することが予想されたことから、プログラム修正で対応してきた。 今回、IT推進局や専門家の助言を受けながら、費用対効果に重点を置き、再検証を行ったところ、再構築するためには、多額の費用を要することが判明した。 平成19年度は、配分基準等の大きな変更が無か

保健医療部	県立大学	平成20年2月29日(第1957号)	<p>平成17年度から契約更新している埼玉県立大学情</p>	<p>平成19年12月に新たに設けた条項の遵守について</p>
病院局	経営管理課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>未収金対策については、平成18年度定期監査における監査意見として取り上げた。その後、病院局においては、クレジットカードによる支払制度の導入や公費制度の紹介など未収金の発生予防対策に取り組んだが、平成18年度末の未収金残高は、対前年度比15%増の約1億7,300万円と大幅に増加している。</p> <p>未だ未収金回収マニュアルが作成されていないことや、督促の方法等が病院や担当者によって異なるなど対応が不十分な状況にあり、未収金対策への取組が遅れていることは問題である。</p>	<p>従来から取り組んできた督促方法に加え、法的措置である支払督促を盛り込んだ「未収金回収マニュアル」を平成19年度末に策定し、平成20年4月1日から運用を開始した。</p> <p>今後はこれに基づき積極的な回収に努めていく。</p>
産業労働部	雇用対策課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>「ヤングキャリアセンター埼玉就職支援事業業務委託」は、企画提案型随意契約を採用し、最も優れた提案を行った者と随意契約を締結することとした。</p> <p>随意契約とする理由として、「非常に複雑な事業であり、受託者の理解度や体制を確認する必要がある」とあるが、このようなことは業務委託を行うに当たって当然のことである。</p> <p>企画提案型随意契約を行う理由として「求職者に対するフォローやキャリアプログラムの設定などを企画提案させて決定する」とあるが、基本的な考えは県が仕様書で示すべきである。</p> <p>以上のことから、本契約は合理的な仕様書を作成することにより、競争入札が可能であつたにもかかわらず、4年度続けて必要な仕様を定めず企画提案型随意契約を採用したことは適切性に欠けていた。</p>	<p>平成20年度の業務委託において、合理的な仕様書を作成し、一般競争入札により事業者を決定した。</p> <p>(平成20年4月1日組織改正 就業支援課)</p>
			<p>約により開発者にプログラム修正業務を委託している。</p> <p>この委託料は、平成15年度から平成18年度まで毎年1,102,500円であり、この4年間の修正費用は約440万円と、開発に見込んだ予定価格を上回っている。</p> <p>このような中で、システムの開発から10年を経過しているにもかかわらず、費用対効果の観点から、システムの再構築を検討していなかった。</p>	<p>つたため、プログラムを修正することなく、現行システムで対応した。</p> <p>今後、OSやデータベースソフトのバージョンアップ、帳票類や配分基準等の大きな変更が必要な場合には、費用対効果を勘案しつつ、システムを再構築する。</p>

			<p>報システム新ネットワーク機器等の賃貸借契約について、平成19年度から新たに再委託の禁止及び個人情報に関する貸与資料の提供、利用の制限、複製の禁止等を定める条項を設けて支出負担行為を決議した。</p> <p>実際に作成、押印した契約書は決裁した契約案と異なる平成18年度の契約書と同一の内容であった。このため、禁止したはずの機器保守の再委託が行われてしまっていた。</p>	<p>て、契約相手方と文書を取り交わして確認した。再発防止のため、契約書の作成にあたっては、記載内容の確認を徹底するとともに、決裁文書と実際に作成した契約書を複数職員で確認することとした。</p>
--	--	--	--	--

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監査の結果	講じた措置
産業労働部 新産業育成課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>新事業の創出や雇用拡大を目的として家賃補助やインキュベーションセンターナーチャーの配置などの支援を行っているが、支援を行った企業のインキュベーション施設退去後の経営状況の把握が行われていなかった。</p>	<p>新事業創出型事業施設入居者補助金交付要綱を次のとおり一部改正し、平成20年4月1日から支援企業の経営状況等を把握できるよう措置した。</p> <p>・補助事業が満了する年度の次年度以降、3年間、経営状況等を記載した事後報告書の提出を義務づけ、支援を行った企業のインキュベーション施設退去後の経営状況等を把握できることとした。</p>
都市整備部 公園課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>県営大宮公園内にある(財)埼玉県公園緑地協会の事務所で、行政財産使用許可の手続きが取られていなかった。</p>	<p>平成20年3月18日付けで行政財産使用許可の手続きを行った。</p>
県土整備部 さいたま県土整備事務所	平成19年12月14日(第1936号)	<p>広域河川改修工事にかかる費用負担説明業務委託契約において、契約書に特記仕様書がないため、業務内容が不明確な契約となっていた。</p>	<p>今後の業務においては、「費用説明業務委託特記仕様書」を作成し、業務内容を明確にした。また、所内会議において、職員に対し契約事務に当たっての適正な事務処理を周知徹底した。</p>
県土整備部 さいたま県土整備事務所	平成19年12月14日(第1936号)	<p>鳴川排水機場保守点検業務委託では、書面による承諾を得ないで、他業者へ再委託をしていた。</p>	<p>請負業者に対し、再委託の確認、再委託がある場合は発注者の書面による承諾を得るように指導した。</p> <p>また、所内においても、所内会議において、職員に対し契約事務に当たっての適正な事務処理を周知徹底した。</p>
総合政策部 北部地域創造センター本庄支所	平成20年2月29日(第1957号)	<p>平成18年度ふるさと創造資金の「個性を競う地域づくり支援事業費補助金」で実施した公園環境整備</p>	<p>平成19年度においては、補助対象事業費の縮減など補助金変更の事由が判明した時点で、速やか</p>

			事業において、交付決定後、工事規模が縮小され実施されていた。 工事内容が変更となった時点で、速やかに補助金変更をすべきであったが、工事完了日に工事変更承認申請を受理し、変更承認を行っていた。	に変更承認の手続きをとるよう該当補助団体に対し指導を行うとともに、連絡を密にし事業の進行状況の確認を徹底することとした。 また、平成20年度当初、管内市町担当者会議において、ふるさと創造資金の取扱いについて、改めて注意を促した。 (平成20年4月1日組織改正 企画財政部北部地域振興センター本庄事務所)
総務部	婦人相談センター	平成20年2月29日(第1957号)	冷暖房装置保守点検委託の長期継続契約(3年)に当たり、単年度の予定価格が100万円未満であることから契約方法を随意契約としていた。契約期間全体の総額で設定した予定価格に基づき、競争入札とするべきであった。	今後、長期継続契約を行う際は、契約期間中の執行予定の総額に基づき、競争入札等の方法により契約を締結するよう職員に関係規定の周知徹底をした。また、契約にあたっては、決裁書類に関係規定の写しを添付するなど、チェック体制を強化することとした。 (平成20年4月1日組織改正 県民生活部婦人相談センター)
保健医療部	高等看護学院	平成20年2月29日(第1957号)	平成19年度施設設備保守点検業務委託契約及び消防用設備保守点検業務委託契約において、埼玉県財務規則上、定めるべきとされている違約金に関する事項が欠落していた。	契約事務について、埼玉県財務規則を熟知し、今後の契約から、違約金に関する事項を表記することとした。
保健医療部	北埼玉福祉保健総合センター	平成20年2月29日(第1957号)	社会福祉費負担金の返還金滞納者に対し、自宅訪問をして督促したところ、滞納額の一部について現金の支払いを受けた。しかし、この収納において原符を使用せず、また、収納した現金を速やかに県口座に払い込むべきところ金庫に保管し、払い込んだのは8日後であった。	再発防止のため、埼玉県財務規則等を再確認するとともに、チェック体制を強化し、現金受領時の原符の交付や現金受領後の速やかな入金を徹底することとした。
農林部	大里農林振興センター	平成20年2月29日(第1957号)	JAS表示適正化推進事業では、食品表示に関して、食品表示調査員の調査報告に基づき県職員が確認指導を行うことになっている。 平成18年9月と12月に行われた食品表示調査員の調査報告に基づき、県職員が確認指導をすべきものは、9月分3件、12月分6件で合計9件あったが、確認指導が行われたのは平成19年3月7日と3月8日であった。 食品表示調査員からの調査報告後、速やかに確認指導を行うべきであった。	監査結果に基づき、平成19年9月からは確認指導を速やかに行うよう改めた。 平成19年9月報告で確認指導が必要とされた5件について、12月5日までに、12月報告7件については、1月11日までに確認指導を終了した。

農林部	加須農林振興センター	平成20年2月29日(第1957号)	JAS表示適正化推進事業では、食品表示に関して、食品表示調査員の調査報告に基づき県職員が確認指導を行うことになっている。 平成18年9月に行われた食品表示調査員の調査報告に基づき、県職員が確認指導をすべきものが16件あった。このうち、4件の確認指導が平成19年3月28日に行われていた。 食品表示調査員からの調査報告後、速やかに確認指導を行うべきであった。	監査結果に基づき、平成19年9月からは確認指導を速やかに行うよう改めた。 平成19年9月報告で確認指導が必要とされた16件については、11月27日までに、12月報告14件については、12月25日までに確認指導を終了した。
農林部	寄居林業事務所	平成20年2月29日(第1957号)	機械警備業務委託とエレベーター保守点検業務委託の長期継続契約(3年)に当たり、単年度の予定価格が50万円未満であることから予定価格調書を作成しなかった。契約期間全体の総額で設定した予定価格に基づき予定価格調書を作成すべきであった。	今後、長期継続契約を行う際は、契約期間中の執行予定総額に基づき予定価格調書を作成する。 また、自己検査において、長期継続契約のチェックを徹底する。
県土整備部	熊谷県土整備事務所	平成20年2月29日(第1957号)	一般国道140号皆野寄居バイパス維持管理(花でもてなす埼玉のみち)業務委託(20,433千円)の契約締結に当たり、道路管理者との随意契約であることから、予定価格調書の作成は不要と誤認したため、予定価格調書が作成されていなかった。	監査の結果を受け、誤った事務処理があったことを全職員に対し周知するとともに、埼玉県財務規則第217条に規定されている自己検査に当たり、今までの以上の注意を持って行うよう、改めて注意喚起した。
教育局	自然の博物館	平成20年2月29日(第1957号)	特別展「巨大昆虫の世界」ポスター・展示解説書の印刷(契約額537,600円)の契約手続きに当たり、予定価格が50万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。	再発防止のため、職員への埼玉県財務規則の周知を徹底するとともに、決裁時のチェック体制を強化した。
教育局	川の博物館	平成20年2月29日(第1957号)	特別展示資料運搬業務委託(契約額747,870円)の契約手続きにおいて、予定価格が50万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。	再発防止のため、職員への埼玉県財務規則の周知を徹底するとともに、決裁時のチェック体制を強化した。
教育局	白岡高校	平成20年2月29日(第1957号)	レインガン設置工事(契約額886,200円)及び揚水ポンプ修繕(契約額619,500円)の契約手続きにおいて、予定価格が50万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。	再発防止のため、埼玉県財務規則を再確認し、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制を強化した。
教育局	新座高校	平成20年2月29日(第1957号)	平成19年夏季休業期間中に、廊下の床の張替と教室の床張替の2件の工事について、同一日、同一期間でそれぞれ見積り合わせを行い工事を発注していた。	再発防止のため、あらかじめ要修繕箇所を調査して、同種のものについてはまとめて発注するなど、経済性、効率性を考慮した予算執行を図ることとした。

				工事内容に大きな差はなく、経済性、効率性の観点から、1件の契約として工事を発注すべきであった。	
教育局	鳩ヶ谷高校	平成20年2月29日(第1957号)	平成19年9月、生物顕微鏡を13台金額74万円余で購入した。購入金額が50万円以上100万円未満であることから、請書の徴取が必要であったが、これを徴取していなかった。	再発防止のため、埼玉県財務規則を再確認するとともに、チェック体制を強化して適正な事務処理の徹底を図ることとした。	
教育局	鳩ヶ谷高校	平成20年2月29日(第1957号)	行政財産の使用許可に基づく使用料については前納が原則とされているにもかかわらず、検定試験の会場として学校施設を使用させるに当たり、使用許可及び使用料の徴収が施設使用後に行われていた。	再発防止のため、埼玉県財務規則を再確認するとともに、施設使用前に使用料を徴収することを徹底することとした。	
教育局	深谷高校	平成20年2月29日(第1957号)	浄化槽の修理及び配水管の漏水修理を行っており、これら2件とも、修理代金は50万円以上であった。業者を決定するに当たり、見積り合わせを行っているが、予定価格調書が作成されていなかった。	再発防止のため、職員への埼玉県財務規則等の周知徹底を図るとともに、今後は財務会計審査に係るチェック体制をより一層強化し、同様な事例の事務処理で遺漏なきよう適切な事務処理に努める。	
教育局	越谷養護学校	平成20年2月29日(第1957号)	汚水処理施設維持管理業務委託(2年)及び自動扉装置保守管理業務委託(3年)に当たり、単年度の予定価格が50万円未満であることから予定価格調書を作成しなかった。契約期間全体の総額で設定した予定価格に基づき予定価格調書を作成すべきであった。	再発防止のため、埼玉県財務規則等の周知徹底を図るとともに、長期継続契約の場合も1件ごとの総額の予定価格に基づき、予定価格調書を作成することとした。	

3 監査の結果「意見」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監査の結果	講じた措置
教育局	県立学校人事課 平成18年10月3日(第1813号)	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項において、当該学校の開校記念日を学校職員の休日と定められている。こうした取扱いが近県ではみられず、現行制度の適否について抜本的に見直す必要がある。	開校記念日を休日としているのは、本県のほか北海道だけであり、他県と均衡を失っている状況にあることから、開校記念日を学校職員の休日としないこととするため、県議会平成20年2月定例会において「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を提案し議決された。 平成20年4月1日から、本県の公立学校の開校記念日を学校職員の休日としていた取扱いが廃止した。

病院局		平成19年2月27日(第1853号)	<p>県立4病院においては、診療分野の専門性や導入時期等により別個の医療情報システムを使用しており、その契約事務も各病院ごとに行われている。今後、一層のコスト削減を図るためには、システムの維持管理業務に係る委託の内容や金額について、病院局全体で検証や検討を行う必要がある。また、サーバの連携やシステム管理要員の削減等、効率的な維持管理の在り方についても検討する必要がある。</p>	<p>医療情報システムの委託料については、経営管理課が窓口となり、価格交渉を行い20年度は、対16年度比3割弱の削減を達成した。また、サーバの連携等、効率的な維持管理の在り方については、外部専門家から現状の分析、コスト削減等に向けたシステムの在り方について提言をうけたので、今後はこの提言を参考に、効率的な維持管理を進めることとする。</p>
保健医療部	医療整備課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>地域で安心して必要な医療を受けられるようにするためには、医師及び看護師の確保が極めて重要である。 特に小児科・産科・外科の勤務医については、厳しい労働環境等により医師の確保が困難な状況である。については、必要な医師・看護師を確保するため、以下の措置を講じる必要がある。 1 医師不足や過酷な勤務などにより、勤務医の労働条件が悪化している状況にある。 勤務医の勤務実態等を把握し、労働条件を改善するための対策を講じること。 2 女性医師・看護師が増加しており、子育て支援を図る観点から、病院内保育事業への支援を充実するなど、実効ある医師・看護師確保対策を講じること。 3 休日や夜間における子どもの急病に対する保護者の不安を解消するとともに、患者の集中で疲弊している救急医療機関の負担軽減を図ること。</p>	<p>1 産科・小児科の医師不足対策について、埼玉県医療対策協議会における検討結果を踏まえ、平成20年度において医師確保対策を充実強化することとした。 また、救急医療に疲弊する勤務医師の実態を把握するため、各種調査結果を分析した。それを踏まえ、今後さらに詳細な調査を実施する。 2 院内保育事業については、従来、対象外だった小規模な院内保育施設に対する補助を行うこととした。 3 子どもの急病時の保護者等の不安を軽減するために、平成19年6月から小児救急電話相談事業（#8000）を実施した。 相談実績 平成19年6月20日～平成20年3月31日 延べ12,494件（1日平均43.5件）</p>
保健医療部 教育局	薬務課 保健体育課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>保健医療部では、献血事業の推進に関し、献血推進ポスターコンクール、高校生献血メッセージの放送を行うとともに、保健所が高等学校を訪問し協力を依頼するなどしている。 平成18年度における校内献血結果によると、私立高校は47校中33校（70%）、県立高校は150校中47校（31%）の協力が得られた。 献血者の確保は非常に重要であり、特に若年層への働きかけは、献血思想の普及啓発と将来にわたる献血者の確保のために特に重要である。保健医療部と教育局とが、これまで以上に十分連携を図り、献</p>	<p>1 知事と教育長の連名で各県立高等学校長あてに高校生献血の推進等の協力について通知した。 2 薬務課、保健体育課、日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県赤十字血液センターの4者で定期的な「血液事業打ち合わせ会議」を開催し、高校献血の推進や若年層への啓発などについて連絡調整を図った。 3 保健医療部では、保健所、市町村及び血液セ</p>

出納局	会計管理課	平成19年10月5日(第1916号)	<p>平成16年度に審査課が廃止され、支出命令書の審査が行われなくなったことに伴い、各課所の出納員による審査が重要になったが、各課所の出納員の中には会計事務に不慣れな職員もいる。</p> <p>このため、出納局においては、県庁LANの掲示板を活用して、会計実地検査の不適正事例の紹介や、自己検査の手引の公開等を行い、職員の資質向上に努めている。</p> <p>しかし、ここ数年、定期監査において財務関係の「指摘」等の件数が増えていることや、全庁的にみると同じようなミスが繰り返されていることから、全庁的な会計事務処理能力の改善に向け、抜本的な対策が必要である。</p>	<p>平成20年度の組織改正により会計管理課から財務支援担当を出納総務課へ移管し、財務検査及び相談・研修担当に再編した。財務制度、財務検査担当及び相談・研修の各担当が連携・補完することで、全庁的な支援体制を構築し、全庁的に会計事務処理能力の改善を図る。</p> <p>また、取組み全体を職員ポータル等を通じて、さらに分かりやすく会計実地検査の内容が周知できるように工夫することとした。</p> <p>1 会議・研修の開催</p> <p>20年度から、より効果的な研修等にするため、一律同内容で実施していた研修を、業務ごとに該当職員が必要な内容を単日で学べるよう対象別研修に変更して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務研修の実施(5～6月実施) ①一般職員対象(収入・支出)研修 ②技術職員対象(契約・補助金)研修 <p>技術職員の要望に応え、保証金の取扱い、契約書の作成や補助金事務の実務等について、財務規則に基づいて解説。</p> ③出納員対象(審査)研修 <p>2 指導事項についても結果通知を実施</p> <p>会計実地検査の結果については、19年度までは、注意事項についてのみ検査結果として対象課所に通知していた。</p> <p>しかしながら、同じような項目について毎年間違いのある課所が多いことから、20年度からは、指導事項についても事務連絡で通知することとした。</p>
			<p>血事業への協力体制の強化が必要である。</p>	<p>ソナー職員が合同で各高校を訪問し、高校献血の協力を求めた。</p> <p>4 教育局では各県立高等学校に対し具体的な校内献血の実施計画を求めた。</p> <p>この結果、県立高校の校内献血実施校は18年度の47校から19年度は78校と増加した。</p> <p>今後とも保健医療部・教育局とが十分に連携し、献血の普及啓発に努めていく。</p>

				<p>3 随時検査の新規展開 会計実地検査については、本庁各課と大規模地域機関については、年1度の検査であるが、その他の地域機関については隔年実施としている。しかし、20年度から注意事項の多かった地域機関については、隔年実施の中間時期に随時検査を実施することで、年1度の検査体制に変更することとした。</p> <p>4 個別相談支援体制の充実 相談・研修担当を設置し、職員にとつて相談窓口がわかりやすい体制とした。また、専担組織として、これまでに以上にきめ細かな相談・支援を行っていく体制とした。</p> <p>5 「自己検査の手引き」の検証・見直し 課所長の職務実態(繁忙さ)と自己検査の難易性を考慮の上、財務事務の種別に応じた重点確認項目を設定するなど「自己検査の手引き」について検証・見直しを行う。</p> <p>(平成20年4月1日組織改正 出納総務課)</p>
<p>教育局</p>	<p>財務課</p>	<p>平成19年10月5日(第1916号)</p>	<p>教育局では、平成19年1月、「授業料等の徴収及び債権管理事務の手引き」を作成し、新たに納入誓約書や連帯保証人といった仕組みを取り入れるなど、近年増加する授業料等の長期滞納者対策に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、長期滞納者に対して校長がとりうる処置が教育委員会規則で定められているにもかかわらず、この規則に従って出席停止、除籍の処置がとられておらず、債権保全のための取組が十分とは言えない状況にある。</p> <p>長期滞納は、経済的理由だけではなく、保護者の意識の変化も大きく影響している。授業料等に関する債権保全のための取組を十分に機能させるため、強制執行や除籍処分など、より強制力を伴った措置を学校現場が行えるよう早急に対応策を講じる必要がある。</p>	<p>1 現在の夜間定時制課程においては、従来型の働きながら学ぶ生徒が減少する中で、不登校経</p>
<p>教育局</p>	<p>財務課(高校改革推進室長)</p>	<p>平成19年10月5日(第1916号)</p>	<p>定時制課程については、経済的事情のみならず、不登校をはじめ様々な理由による入学者が増加傾向</p>	

<p>教育局</p>	<p>県立学校人事課</p>	<p>平成19年10月5日(第1916号)</p>	<p>学校の教育力を高めるとともに、教員の資質の向上を図るため人事異動が実施されているが、職業学科及び定時制課程では在職年数が長期化している。人材の育成、学校の活性化を図るため、活発な人事異動を行う必要がある。 また、県内1校である盲学校については、広域的な人事交流を行うよう努力する必要がある。</p>
<p>高校教育指導課 県立学校人事課 保健体育課</p>		<p>にあり、当初の設置目的が大きく変わってきている。 こうしたことを踏まえ、以下の処置を講ずる必要がある。 1 昼夜開講の定時制独立校や学び直しをコンセプトとする新しい高校の整備が進められているが、生徒の多様な学ぶ機会を確保する観点から、定時制課程の再編整備のスピードアップを図る必要がある。 2 勤労青少年を対象とする教科書給与や夜食費補助制度については、全日制課程の生徒との均衡を失すことのないよう、制度の必要性・在り方を抜本的に見直す必要がある。 3 全日制課程の高校と定時制課程の高校、特に全日制・定時制を併せ持った高校にあっては、課程間の連携強化、人材の活用を図るため、全日制高校教員と定時制高校教員の授業等の兼務を推進する必要がある。</p>	<p>験者や中途退学者が増加している。こうした課題に対処するため、昼夜開講の定時制独立校の設置など、定時制課程の再編整備を推進しているところである。 21世紀いきいきハイスクール推進計画に基づき、昼夜開講の定時制独立校が平成17年4月に1校、平成20年4月に1校開校している。さらに、平成22年4月に1校が開校する予定である。この結果、9校の夜間定時制課程が閉課程となる。 今後、生徒の多様な学ぶ機会を確保するため、地元市町村や学校関係者などの理解を求めながら、定時制課程の再編整備を進めていく。 2 平成20年2月には、意見事項を踏まえ、抜本的な制度の見直しを行うため、検討委員会を設置し、定時制・通信制課程における支援の在り方について検討を開始した。 3 全日制・定時制を併せ持った高校においては、各学校の状況を踏まえながら兼務を承認している。今後も、各学校の教育の充実のため、本務に支障のない範囲において兼務の承認を行い、推進を図っていく。 平成20年度当初人事異動においては、全体で23件の兼務の承認のうち、全定置校における同一校全・定間兼務の承認を5件行った。 職業学科及び定時制課程では、各学校の専門性、勤務条件などを考慮しながらより活発な人事異動の推進に努め、長期在職者の積極的な人事異動を一層進めていく。 平成20年度当初人事異動においては、高等学校教諭・養護教諭全体で837件の人事異動を行い、同一校10年以上の長期在職者のうち約3割の人事異動を行った。 盲学校における広域的な人事交流については、検討会議を設置して検討を行ったが、実施に向けては、派遣職員の通勤や転居に伴う諸問題、交流</p>

		<p>派遣の継続性など難しい課題があり、解決に向けて長期間を要する。引き続き努力していくが、当面は研究指定による教員の加配、長期研修や専門研修への積極的な教員派遣により盲学校における人材育成を図っていく。</p>
<p>教育局</p>	<p>平成20年2月29日(第1957号)</p> <p>携帯電話が青少年に普及するに伴い、便利さの裏側で犯罪やいじめに使われるといった「負の側面」も顕在化しつつある。</p> <p>このため、県立高校生徒の携帯電話使用について定期調査を通じて調査したところ、以下の課題が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実態調査等により、生徒の携帯電話使用状況等を把握している県立高校は、全体の1割未満にとどまり、ほとんどの学校が実態を把握していない。 2 携帯電話を利用したメールやブログ等による、いじめや誹謗中傷等の問題行動は、4割近い学校で確認されている。 3 携帯電話使用に係る危険認識や指導方針は、学校による相違が大きい。 <p>このような実状を踏まえ、教育委員会は、学校における実態把握を促すとともに、すべての学校で活用できる指導指針等を作成し、実効ある生徒指導を行えるよう支援されたい。</p> <p>また、指導指針等の作成に当たっては、マルチタスク機能に関する社会的動向や生徒の安全に対する保護者の意見などに留意されたい。</p>	<p>教育局においては、各学校と協力して、改めて、携帯電話を使ったネットいじめやネットトラブルなど詳細な実態調査を行う。</p> <p>その上で、保護者や電気通信事業者などの意見も参考に、学校内における携帯電話の使用のあり方を含めた検討を行い、平成20年度中に教員用の対応マニュアルの作成を行う。</p>
<p>教育局</p>	<p>平成20年2月29日(第1957号)</p>	<p>平成19年2月19日付け監査第1060号「監査の結果に関する報告について」を受け、教育総務部長名で監査結果について各県立学校長あて通知し、適正な事務執行について指示した。</p> <p>平成19年度の校長会議等において、研修の承認にあたっては、内容と職務の関連性や研修後の教育活動への活用方策などについて確認するよう繰り返し指示してきた。</p> <p>また、18年度学年末休業以降、県立学校から研修承認願及び報告書の写しの提出を求め、内容等を確認した上で、必要に応じて県立学校人事課職</p>

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二―一(代表)
印刷所	埼玉県警ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―一(代表)

<p>しかしながら、平成19年度夏季休業中の研修の承認に当たって、承認の根拠が明確でないものや、成果の把握が十分になされていないものや、県民への説明責任を十分に果たすためにも、より適切な運用が行われるよう引き続き県立学校長に対する指導に努める必要がある。</p>	<p>員を派遣して校長から承認研修の状況を聴取するとともに実態に応じて適切な運用について指示している。</p> <p>今後とも、継続的に承認研修の実態を把握し、県民への説明責任を十分果たすためにも、より適切な運用が行われるよう引き続き県立学校長に対して指導していくこととし、平成20年4月11日開催の校長会議において、このことについて改めて指示を徹底した。</p>
---	--